

十九世紀前半のロシアにおける

資本主義の發展と農民解放

飯 田 貫

まえがき

資本制生産の基本的條件は、一方には貨幣、生産手段および生活手段の所有者が、他方には自由な労働者が相對應して存在し、兩者の間に生活手段および労働力を對象として等價交換が行われることである。ここに自由な労働者とは、奴隸や農奴のように、彼自身が生産手段と同列におかれ、それに強制的に結びつけられている、すなわち「生産手段に生産手段に所屬する」のでもない、また獨立自營農民のように、自ら生産手段を所有する、すなわち「生産手段が彼に所屬する」のでもない、という二重の意味において自由な、裸一貫の労働者である。それ故に、土地で働く生産者たる農民たちからの土地——本源的な生産手段——の收奪が「資本の前身」をなすのであり、資本の原始的蓄積の「全程過の基礎」をなしているのである。そしてまた彼らの土地からの分離と解放、かくして達成される少數者の手中への土地所有の集中——土地所有の獨占は……何らかの形の民衆搾取に立脚した従前の一切の生産方法の基礎であつたように、また資本制生産方法の不斷の基礎ともなっているのである。けれども資本制生産方法がその開始にあたつ

て見出した既存の土地所有形態は、この生産方法の要求に適合するものではない。資本制生産方法の要求に適合する土地所有形態は、資本制生産方法それ自身が農業を資本のもとに隷屬させることによつて造り出すのである。しかる後に封建的土地所有や、種族所有やマルク共同体における小農民的土地所有などもまた、その法律上の形態は如何に異つてゐるにせよ、資本制生産方法の要求に適合した經濟的形態に轉化されてゆく。資本制生産方法に適合した土地所有形態の創出、資本のこの發展法則が、ロシアの歴史的現實においては如何なる様相をとつて貫徹されているか、それを明かにすることが、筆者の意圖するところである。とはいへ、ロシアにおける資本のこの發展過程における諸問題を全面的に取上げること、それら個々の諸問題を克明に分析することは、現在の筆者のよくし得るところではない。そこで、本稿においては視點を十九世紀末の農業問題におきながら、それへの序として、この過程における二三の基本的な問題の若干の解明を、限られた資料にもとずいて試みた。今後この線に沿つて進むべき筆者の研究の序説ともいうものである。

一、十九世紀前半における資本制生産發生の事情

十八世紀後半から十九世紀四〇年代にわたる時期は、ロシア史においては、地主的貴族階級 *pomestnoe dvorianstvo* の最盛期であつた。すなわち、政治的には皇帝政府の一連の貴族保護政策により（註一）、經濟的には農奴に對する賦役 *barshchina* の強化と貢租 *obrok* の加重によつて（註二）、地主的貴族階級は、ロマノフ専制王政 *samo-derzhavie* の忠實な藩屏、強固な支柱として、また自らが農奴主的地主 *pomeshchik* として、その社會的經濟的權力を最大限に發揮したのであつた。しかし、封建的支配體制の正にこの最盛期において、經濟的な直接生産の面にお

いては、資本主義的諸關係が形成され始めたのである。このことは、一見、逆説的にみえる。しかし、これは現實生活におけるパラドクスであり、歴史が生み出す大きな矛盾なのである。

(註一) これについては次の諸事例をあげることが出来る。

(イ) 一七五四年五月十三日、エリザヴェータ女帝による「貴族銀行」Dvorianski Bank の設立。これによつて貴族は、自己の所有する財産および不動産を擔保に、年利六分で、必要な資金を得ることが出来た。この銀行は、一七八六年六月二十八日、エカテリーナ二世によつて「貴族および諸都市のための國立貸附銀行」gosudarstvennyi Zaimnyi Bank dlia Dvorian i Gorodov に改組され、その際貴族のために二、二〇〇萬ルーブル、都市のために一、一〇〇萬ルーブルの資本金が國庫から放出された。この銀行は、一八六〇年五月三十一日の法律によつて廢止されるまで、貴族を高利貸附資本の手から保護することによつて、その地主的土地所有 pomestnoe zemlevладение の保全にあずかつて力あつた(1)。(以下アウトライン数字は、参考資料を指す)

(ロ) 一七六二年二月十八日、ペートル三世による「全ロシアの貴族階級に對する特權と自由との賦與」に關する布告。ヤウエスト、ボグロフこれによつて、従來貴族に強制されていたこの中央において皇帝に奉仕する義務は解除され、貴族はその郷里の領地に住むことが出来るようになった。またこれによつて、貴族の地主としての性格、農民に對するその權威は明確化され、いわゆる「地主的貴族」pomestnyi dvorianin が名實共に成立する。

(ハ) 一七八五年四月二十一日、エカテリーナ二世(一七六二—一七九六)による貴族に對する人格上の權利と特權とに關する特許狀の下附。これによつて、貴族は、義務的奉仕からの自由、體刑を受けぬ自由、農奴と「人間の住む領地」naselennoe imenie とを所有する權利、若干の生産業に従事する權利、一般の法律にしたがつて商業に従事する權利、人頭税の免除と貴族的品位の不可侵とを保證された。就中、「農民の居住する領地」ナселенный имениеを所有する權利が世襲貴族階級 pomestnye dvorianstvo に對してのみ獨占的に認められたことは、貴族的土地所有の形成に大きな意義をもつた。ことに、エカテリーナ二世は、農民の住む國有地、また新に帝國の版圖に編入された邊境の土地(ノヴォロシア、白ロシア、ベシキリヤ、カザフ等)をその寵臣や功勞ある貴族に下賜し、そこに住む農民たちは、新しい主人たる地主的貴族の農奴に轉化された。この國有地農民の農奴化政策は、パーヴェル一世(一七九六—一八〇一)に繼承されたが、アレクサンドル一世(一八〇一—一八二五)およびニコライ一世(一八二五—一八五五)の治世においては、當時漸く増大しつつあつた農民層の動搖を怖れて、變更を余儀

なくされた。

(註二) 國內商業の展開 農産物その他手工業製品の商品化、殊に外國貿易(鹿糸、亞麻布、皮革、穀物等の輸出)の發展に媒介されて、農奴に對する封建領主の搾取は強化する。このいわゆる封建的反動(Feudal Reaction)が、ロシアにおいては特に十七世紀後半から顯著となり、十八世紀中葉から十九世紀初頭にかけて、典型的に激化された。農奴に對する封建的地主の搾取は、二つの形態をとつて行われた。すなわち賦役と貢租とである。この二様の搾取は、個々別々に行われていたのではなく、互いに絡み合つていた。しかし、それにしても兩者の意義は、地域によつて異つていた。すなわち、賦役は、主として純農業的な中央黒土地帯および東南部や西部諸縣、小ロシアの諸縣で優位を占め、殊に南部では賦役が斷然支配的であつた。この賦役勞働に基いて、これらの諸地方では、地主的貴族による自己經營が盛んであり、そのための地主利用地は、農地全體の半分以上を下らなかつた。また賦役によつて營まれる地主經營は、大領地や矮小の領地では比較的少く、中位の規模をもつた領地において特に優越してゐた。貢租は、その歴史的起源においては賦役と同じく古いものであるが、論理的には、賦役の轉化したところの、より高い發展段階における封建的地代形態としての物納地代および金納地代である。また十八世紀末のロシアにおいては、商工業が比較的發達した非黒土地方においては現實にかゝるものとして現れた。すなわち、貢租が賦役にとつてかわつたのである。しかし、多くの地方ではこのような純粹な形態では現れず、地主は農民から貢租を徵收すると同時に、また自分の許に農地の一部を残しておき、それを賦役によつて經營することが多かつた。オプロークの制度は、商工業の發達した西北の非黒土地帯に特徴的であつた。すなわち、そこにおいては地主たちは、生産條件の悪い農業經營よりも、むしろ収益の多い商工業への進出をえらんだのであるが、そのためには多額の資金を必要とした。その資金をオプロークとして徵收したのであつた。封建的搾取の強化については、次の數字から知ることが出来る。すなわち賦役についてみれば、十七世紀には一人の農民の自己經營三—四デシヤチンに對して地主のための賦役一デシヤチーナの割合であつたが、十八世紀中葉には農民が自己經營で一デシヤチーナ耕作すれば、地主のためにも一デシヤチーナ耕作せねばならぬという狀態が標準となつた。その後、賦役に對する地主の要求は更に強化されたために、バーヴェル一世は一七九七年賦役の限度を週三日と法律によつて制限した。しかし十九世紀に入るや、地主は週三日の賦役には満足し得なくなり、ドウーラ、カザンその他の農業的諸縣では、夏期は週五—六日の賦役を強要することさえ稀でなかつた。そのために、農民は、日曜日以外には自分の畑で働くことが出来ず、しかも「キリスト教徒にとつては、祭日に『自分のために働くことは罪惡』であるから、農民はその穀物を：夜中に收穫することを許された」(2)のであ

つた。このような次第で農民の替む「農業が衰亡するに至つた」ことは、後にみる通りである。また金納形態の貢租^{ナブール}についていえば、一七六〇年代一人當り一ニルブルが一七九〇年代には五ルブルとなり、十九世紀初頭においては一〇—一四ルブル、一八二〇年代には約三〇ルブルにまで増加された。(3)

十九世紀初頭におけるロシア經濟の再生産は、純然たる封建的生産様式（小規模な農業經營をもつ農民を、領主的權力によつて、現物地代および貨幣地代を通じて搾取する）に基ずく農業を基軸として行われていた。そこにおいては、農業からの工業の分離、いわゆる社會的分業は、まだ極めて不十分な程度にしか展開されていなかった。この段階においては、農業における生産様式がその他のあらゆる經濟諸部門の生産をも包括的に支配し、規定することは當然である。

たしかに工業は、すでに「ベョートルのマニユファクチュア」*petrovskie manufaktury* (註一) において、一應農業から分離した形態をとつて存在し始める。しかしこのマニユファクチュアが、農民經濟の生産力の向上と共に漸次それから分離したところのマニユファクチュアとしての工業でないこと、それ故にまたこのマニユファクチュアが「農奴制工場」*krepostnaia fabrika* (註二) と呼ばれるように、決して近代性格のものでないことは、歴史上明かなことである。一言にしていえば、農業において確立されていた農奴制的支配と搾取との様式は、社會のあらゆる諸關係に、またあらゆる産業諸部門に滲透していたのである。ところでこの農奴制は、社會の生産諸力の發展、社會的分業の展開、工業の勃興と共に、まず工業自體において漸次廢除されていつた。以下その過程を概観することによつて、ロシアにおける資本主義發生事情の一端をも明かにする。

(註一) いわゆるベョートルのマニユファクチュアとは、ベョートル一世（一六八二—一七二五）の創設にかゝる「官營マニユファクチュア」*kazennyye manufaktury*。この官營工場の大商人たちへの拂下げを契機として急速に展開した「特許マニユファクチュア」*possessionnyie manufaktury* = 商人マニユファクチュア *kupecheskie manufaktury* および莊園マニユファクチュア

グチニア Vochinyie manufakuryi 貴族マニファクチュアという三つの異つた種類のマニファクチュアの總稱である。これらのマニファクチュアは鑛山、冶金、兵器、帆布、亞麻布、縐紗、紙、ガラス、皮革、絹、陶磁器、等の各種の生産に勃興したのであるが、その中でも、特に、鑛山・冶金業を基礎とした兵器の生産、軍服用縐紗、帆布、皮革等の軍需品生産、あるいは絹、紙、ガラス、金銀細工等の高級奢侈品の製造が主たるものであり、一般の農民大衆の經濟生活とはおよそ關係の少ないものであつた。そのかぎりにおいて、かゝる工業の勃興も、社會的分業の端緒であるとはいへ、まだ全國經濟的意義と規模とをもつそれではあり得なかつた。

ペョートル一世は鐵廠の創設、陸軍の再編成、都市の建設、等の必要からペトロザヴオドスク、セストローレツ、オフタ、トゥーラに冶金兵器工場を、ウラルおよびベルムに鑛業所を、モスクワに帆布工場を、カザンおよびベテログラードには硝子工場を、その他、製紙、縐紗、絹、煙草、等の工場をも、國庫資金を以て建設し、そこに働く労働者をば、農民のうちから「國家への御奉公」として徵用し、それらの諸工場に登録し、緊縛した。これが、官營企業におけるいわゆる「登録農民」*prilichnye krest'iane* である。また貴族や「商人」*kupcheskie ljudi* たちが、その經營する工場の労働者を確保するために、農民を購入して工場に緊縛すること（購入農民 *pokupnyie krestiane*）は、一七二一年ペョートル一世の勅令によつて許可されていたが、前記の官營マニファクチュアを「私的企業家」*partikularnyie litsa* に拂下げる法令が發布されて、諸工場は大商人や若干の貴族の手に移つた。いわゆるマニファクチュアはペョートル以前にも若干存在したのであるが、彼の政策を契機として急速に且つ廣汎に商人マニファクチュアおよび貴族マニファクチュアとして展開したのである。こゝでみるように、ペョートルのマニファクチュアは、農民經濟の發展、そこにおける高い生産力を基礎として、自生的に發生した農村における家内工業的マニファクチュアではない。絶対主義國家がその國家權力を維持する諸手段—軍隊、船舶、都市等々—の必要から、又貴族の奢侈的な消費生活をまかなふ必要から、特權的な貴族及び商人の力に依歸しつゝ、また彼らを保護しつゝ、強力的に「人為的」に創出したものであつた。社會的分業が未發達であり、従つてまた農民層の分解、彼ら大衆の土地からの分離が行われていなかった當時にあつては、自由な賃労働はまだ存在する餘地なく、そこに組織されるマニファクチュアは、その必要とする労働力を經濟外強制によつて調達せざるを得なかつた。すなわち、農民は徵用され、あるいは人格を購入されて工場に緊縛されたのである。こゝから「工場づき農民」*posessionnyie krestiane*—一七九七年の勅令によつて初めてかく呼ばれた—という名稱も生れたのであるが、彼らは「農奴的な労働者」*krepasnyie rabochie* であつたのである。

(註二) 農奴制工場クレボトニヤ・ファブリカの労働者は、前述したように、農民のうちから強制的に徴用されてその工場に緊縛された者であるが、

彼らは工場の仕事と共に農業労働にも従事する。この労働者と土地との結びつきが、彼らの労働力を工場主にとって格安なものにすると同時に、一方、生産力の發展にとつては、阻害的な要因ともなつたのであつた。なぜなら、このような諸條件のもとにおいては、生産技術の發展や労働の熟練の基盤が缺けているからである。農奴制工業の發展と共に、農奴的労働力に対する需要は激増し、その獲得をめぐる貴族企業家と「商人」企業家との間には、熾烈な競争が展開された。その結果は、一七六二年の勅令の發布となり、ペョートルの勅令によつて與えられていた農民購入の権利が後者に對しては否認され、これによつて貴族階級による農奴的労働力の獨占は確保された。一七九八年に至り、農民購入権は再び貴族以外の企業家に對しても許されたのであるが、當時漸く現れていた自由な賃銀労働者の存在によつて、これら企業家に對する農奴労働の重要性は、すでに以前ほど大きなものではなかつた。

十八世紀後半から十九世紀前半における工業の發展を觀察するにあつては、製造工業と鑛山業との二つを區別せねばならない。ただし、同じく工業といつても、この二つにあつては、労働事情が、従つてまた生産事情全般が全く異つていたからである。すなわち、後者においては、農奴労働が著しく支配的であり、そのために生産の技術的進歩は全く阻害されていたが、前者においては自由な賃労働が漸次増大し(註一)、それと共に生産の著しい昂揚をみたからである。

(註一) 一八六一年の農奴解放の直前においては、製造工業の労働者の約五分の四はすでに自由な賃銀労働者であり(4)、その數、約四〇萬に達していた。

製造工業における自由な賃労働の發展をヨリ詳細にみよう。ただし、ここに資本主義の發生があとづけられるからである。

十八世紀後半から、黒土地帯における賦役の強化と並んで、非黒土地帯においては貢租の徴収が廣く行われるに至つたことは、前述した。すなわち、「すでに十八世紀の八〇年代、貢租制Земельный налог度は非常な發展を遂げたのであつた。

農奴的農民全體のうち、コストロマ縣においては八五%が、ヴォログダ縣においては八三%が、ヤロスラヴリ縣においては七八%が、ニージエゴロド縣においては八二%が、オロネツ縣においては六六%が貢租の納入を許された。ヴェ・セメフスキーの計算によれば、非黒土地帯の十三縣についてみれば、貢租農民が五五%を占めていた。しかし黒土地帯の七縣においては、この比率は二六%にまで低下していたのである(5)。その後、工業的な諸縣においては、貢租農民の比重は十八世紀に比して更に増加し、特にモスクワ、ウラヂーミル、ペテルブルグ、コストローマ、ヤロスラヴリ、ニージエゴロド等の最も工業の發達した諸縣においては、貢租農民は全農奴の三分の二以上を占め、就中、コストローマおよびヤロスラヴリの諸縣においては農奴の八七—八八%が貢租農民となつた(6)。

ところで、當時發達しつつあつた製造工業に對して自由な勞働力を提供した主な源泉が、他ならぬこの貢租農民なのであつた。一七六二年以來、貴族以外の企業家が工場勞働者として農奴を購入することは禁止されていた。それにも拘らず、十八世紀の七〇年代すでにモスクワの工場主たちが「無料」の囚人勞働を自分たちの工場で使用することを拒否した事實は、それ以上に有利な勞働が、かなり豊富にまた安價に得られたことを證明するものである。そしてまた、これと關連して、當時形成された勞働力市場には貢租農民が澤山現れている事實が指摘されるのである(7)。すなわち、非黒土地帯の諸縣においては、貨幣經濟の進展と共に、農奴主は漸次賦役から物納乃至金納地代(オブローク)の徴收に移行した。物納オブロークは、一部は小麥粉、バター、脂肪、卵、肉等の農産物からなるが、また農民の家内工業製品たる粗製の亞麻布、レース、羅紗等で以て徴收される。しかし貨幣經濟のその後の發展と共に、物納オブロークはむしろ金納オブロークにとつて代られる。この金納オブロークの額が十八世紀後半から十九世紀前半にかけて著しく上昇したことは前述した。しかし、かかる巨額な貨幣地代が農奴的な農民經濟の農業生産のみから抽出され

得るものでないことは明かである。殊に農民經濟の再生産を顧慮することなく地主の搾取が強化された結果として、農業生産が極度に荒廢して行つた當時においては、なお更である。農民は高額な貢租を地主に支拂うためには、農業以外の勞働に従事して貨幣收入を確保せねばならなかつた。農民の大部分は農耕をば家族の生活の再生産に必要な最少限に縮少すると共に、都市の工場や商店に貨幣を求めて「出稼ぎ」に行く。都市では、貴族ならざる「商人」企業家たちが、彼らの勞働力を自由契約によつて購入する。しかし、この勞働力の價格は、彼らがまだ半ば土地に結びつけられていることによつて極めて安價なものであり得た。

この間の事情は、當時の文獻のうちに明瞭に讀みとることが出来る。「地主領の農民たち *pomeschichie krestiane* は賃仕事によつて生計をたてるため、地主から旅券パスポートの交付を受けて自由傭いの職人 *volnouchennyye masterovye* となり、工場で適當な仕事を見付け出す。そこで隨意の値段で雇われる。契約は時には月ぎめにより、時には出来高拂いによつて、口頭で結ばれる。彼らは工場に起居するが、受取つた賃銀のうちから衣食の費用を賄う。仕事を休めば、工場主はその日數に應じて給料を差引くのであるが、その控除額は、支拂わるべき金額の二倍が普通である」と。また、「……職人は稼ぎ得た賃銀のうちからオブロークを支拂うのであるが、オブローク以上の稼ぎは、彼のものとなる。もしオブロークが適度のものであり、また職人が眞面目で且つ勤勉であれば、その稼ぎ高は、時にはかなりのものとなる。しかし概していえば、一年働いて百ルーブル以上の稼ぎを家に持歸る職人は稀で、大部分の者はそれより少い。わが國の工場製品の安價な原因としては、通常、安價な出来高拂いに歸せられている。この賃銀は、實際、他國におけるそれと比較して、またわが國にいる外國人の職人たちのそれと比較してさえ少額である。これは、わが國の職人たちの賃銀が、その技倆とか働きぶりとかによつて決められるというよりも、むしろ農民の稼ぎ高に比較して

支拂われるという事實に起因しているのである。職人は與えられるものに満足せざるを得ない。何故なら、農村に残つておれば、それさえ望み得ないからである」(8)と。

すなわち、農村における生活水準の低位、農奴的農民の所得の貧困に制約されて、都市に出稼ぎする自由な賃銀労働者の賃賃も、低位な水準におし止められる。しかもこの自由な賃銀労働者も、都市の工場主に對しては自由な契約關係にあるのであるが、彼の人格は、農村の領主に對して、まだ農奴的な隸屬關係のうちにおかれている。彼は領主の許可を得てはじめて一定の期間農村を離れることが出来るのであり、その代償として領主に對して高いオプロトクを支拂わねばならない。また彼の生活は完全に農村から離脱していない。彼の家族は地主領に、とどまつて零細な農業を営み、生計の維持に努めている。これが當時の「自由な賃銀労働者」の實態である。彼は半ば資本家的關係に入りながら、しかもなお封建的な身分關係、經濟關係に束縛されている。しかも、この後者の諸關係が體制的に彼の生活を支配しているかぎり、彼はまだ完全な農奴である。

しかし、ここにおいては、農業と工業との分離、社會的分業の進展、商品市場の形成に媒介され、贖役から物納、金納へと地代形態の推轉を通じて、農民層の分解、農民大衆のプロレタリア化、資本と労働との分裂という一聯の新しい運動が、封建的諸關係に蔭蔽されながらも、すでに始まつていることが、看取されるのである。十九世紀の前半には、このような労働者が都市に増集する。「貢租農民がモスクワやウラデーミルの諸縣ではマニユファクチュアの労働者の大部分を構成している。二つの首都（ベテルブルグおよびモスクワ）引用者）や大都市で、大工や石工の仕事をするのも矢張り彼らである。殆んど全ての雇人、僕婢、運搬人夫、日傭人夫も、この同じ身分に屬している」(9)。

自由な賃銀労働者を送り出すところの、いま一つの重要な源泉は「國有地の農民」*gosudarstvennye kreštiane*

(註一)である。「……國有地の農民は、他の職業よりもむしろ工場の仕事を好んで選ぶ。その原因としては、その他の生業が工場ほどに人手を要求しないからであり、また機械業、殊に粗布を織る技術は、職人仕事に比して、はるかに簡単に修得出来るからである」⁽¹⁰⁾。このような次第で、「農業經營の思わしくゆかぬ農民」(没落した貧農)にあつては、「經營は殆んどいたる處で老人や妻子に委ねられ」、自分は都市のあるいは漸く農村にも展開して來た織物工場に出稼ぎに行く。

(註二) ツァール政府は、十八世紀初頭以來、國有地に住む以前の「自由な」農民たち—^{アドノビグーサルツィ}農奴持ち農民、以前の修道院領の農民、^{ボロヂニキ}分益農民、等々—を國家に對して封建的な隸屬關係におくために、全部を國有地農民という一つの族籍に登録した。これが「國有地農民」である。彼らは國家の農奴であつた。地主領の農奴と異り、特定の人間に隸屬するのではなく、國家に隸屬する關係上、その農奴的搾取も特殊な形態をとつた。すなわち、農民全體に共通な人頭税のほかに、特別のオブロークをも納め、また賦役さえも行つた。彼らは屢々工場主として冶金工場に緊縛されて登録^{ブダスミスル}され、農民となつたが、それは、彼らの住む全村が工場のものでして強制的に登録されるのであり、そのことによつてその村の農民のうちから一定数の労働者が工場に送らねばならなかつた。またこれら國有地のかなりの部分が皇帝の寵臣や功臣に下賜され、そこに住む農民がこれら領主の農奴に轉化したことは前述した。(エカテリーナ二世の治世には男子四〇万人、パーヴェル一世の治世には男子三〇萬人が農奴として貴族に下賜された)⁽¹¹⁾。

最後に、不斷に増大しつつある都市人口もまた自由な賃銀労働者を補充する大きな源泉であつた。すなわち、一七九四年から一八五六年に至る六二年間に、都市人口は二三〇萬人から五七〇萬人へと約二倍半に増加した⁽¹²⁾。この人口の増大は、農村からの農民の逃亡による一面、また都市自體における自然増加にもよる。この人口の増加が工業に豊富な勞働力を供給したのである。

一方においては商業の發展に媒介され(註一)、他方においては以上に述べたところの勞働力事情(これもまた商品經濟

の發展が生み出したもの)を基礎として、十九世紀初頭から「商人的」企業家の經營する工業および農村における家内工業が、貴族の經營する農奴的莊園マニュファクチュアを逐次制壓して發展する。莊園マニュファクチュアはベョートルの時代には稀にしか存在しなかつたが、エカテリーナ二世の貴族保護政策(註三)を契機として急速に發展し、十八世紀末から十九世紀初頭にかけては「多少とも資力ある地主ならば誰でも夢中になる一つの流行」(註四)とまでなつた。地主マニュファクチュアがかくも隆盛を極めた基礎には、農奴が無償で提供する賦役勞働と自己の領地に豊富に存在する安價な原料(亞麻、羊毛、皮革、穀類等)および有利な市場關係とが、主要要因として強く働いてゐた。それ故、これら諸條件の變化と共に、このマニュファクチュアの運命にも變化はまぬがれ得なかつたのである。

(註一) 一七五三年における國內關稅の撤廢とその後に續く商業の自由と獨占の廢除とに關するエカテリーナの布告は、商業發展のために途を開いた。

(註二) その主なものとしては、農奴勞働の購入を貴族階級に對してのみ獨占的に許可したこと(一七六二年)、葡萄酒釀造權を貴族にのみ與えたこと(一七六五年)、商業、工業の自由を宣言して、これら産業に従事する貴族の權利を擴張したこと(一七七五年)である。

十九世紀前半における製造工業の發展は、次表の數字によつて、うかがい知ることが出来る。すなわち、この間に勞働者數は五倍に増加した。なおこの期間は、一八三〇年を境として、前後の二期に區別して特徴づけることが出来る。けだし、三〇年代から、一つには、機械製作業の發展がみられるからであり(それと共にまた機械の輸入も激増し、ロシアにおける産業革命が開始される)、また一つには、自由な賃勞働を雇傭する工業諸部門が急テンポを以て躍進するからである。

十九世紀前半における工業の發展(14)

年	工 場 数	労働者数 (單位千人)
一八〇四	二、三九五	九五・二
一八一五	四、一八九	一七二・九
一八三〇	五、四五三	二五三・九
一八四五	八、三〇二	五〇七・六
一八六〇	一五、三三八	五六五・一

られ、新しい工業中心地が形成された(註二)。ところで、繊維工業内においても、羅紗、亞麻布、綿布等生産部門を異にするに従つて、その發展には著しい消長の差異があり、そしてまた、この差異が、社會經濟的には、重要な意味を持つてゐるのである。

(註一)「モスクワの火災の後では、モスクワ市のみで、大小約六百の企業が突如として消え去つた。……モスクワの工場主たちは、このような荒廢のあとでは、早急には立直り得なかつた。農民の小規模な工業家もまた富裕な商人もこの時を利用した。後者は今やその資本を外國貿易から工場の建設に向けた。木綿工場、織物工場、染織工場が初めてセルブホーフに擴り始めたが、それはやつと一八一四年以後のことである。

この最初の基を開いた人は第一ギルドの富裕な商人であつた。この種の經營もまたその他の經營も、こゝでは商人たちによつて始められた。同じ年にスズダリにも諸工場が建てられた。……スズダリのリンネル工業者はその當時急速に富を増大した。……シニューヤおよびイヴァノヴオ村の工業の發展についても事態は同じであつた。シニューヤの全商人階級は、その大部分が一八一二—一三年の頃、この郡の農民から形成されたのである。そしてこの時以後、染織木綿やキャタコを生産に着手した。同じことはイヴァノヴオ村についても言われねばならぬ。そこは、一八一二年以後、モスクワの染織木綿工場の没落と共にやつと發展し

ナポレオンの大陣封鎖令(一八〇六年)は、ロシアの工業の發展に對してある程度の刺激を與えた。すなわち、外國製品の輸入の杜絶は國內産業に對する需要を高めたのである。またナポレオンのモスクワ侵入(一八一二)は、工業の地方分散化を促進した。すなわち、この侵入によつて、モスクワにおける一連の重要な工業諸部門は甚大な打撃を受けたが、それと同時に他の地方においては、工業、殊に繊維工業の目覺しい發展がみ

始めたのである(15)。

舊來の都市における特種的な工業の没落(たとえそれがナポレオンの侵略という偶然的な外的契機によるものであつたにせよ)は、非黒土地帯に農村工業の急速な展開をもたらした。その先鞭をつけたものは大商人であつたとはいへ、それは富裕な農民の間に急速に擴まつた。かくて社会的分業、農村地方における工業の勃興を契機として農民層の分解が行われ、そのうちから新しい「商人階級」——市民階級が生れ、近代的な都市が形成されたのである。

毛織物工業は十八世紀の七〇年代から最も重要な製造工業の一部門として隆盛を極めてきたが(註二)、十九世紀に入つても依然確乎たる上昇を續けた(註三)。その主たる原因は、製品に對する國家の需要——専ら軍隊用被服——が極めて大きく、且つその販路が保證されていたこと、貴族の領地で安價な原料が豊富に得られたこと、羅紗工業を營む地主に對して政府から補助金が與えられたこと、に歸せられるが、それ故に最も廣汎に展開した地主經營マニユファクチュアの一つであつたのであり、また「農奴的生産諸條件の牙城」(16)ともなつたのである(註三)。すなわち、一八〇四年一五七の工場數を數えたこのマニユファクチュア工業においては、二八、七〇〇名の從業労働者のうち、一五、〇〇〇名——約五割三分一——が登録労働者および購入労働者という範疇の農奴的労働者であり(商人の經營する特許マニユファクチュア)、更に一一、〇〇〇名——約三割七分は純然たる農奴で(貴族の經營する莊園マニユファクチュア)、全労働力の九割(17)が緊縛された不自由な労働力であつたのである(註四)。ここにおいては、生産技術が極めて幼稚で手労働が支配的であり、その生産性も低く、製品の粗悪さもまぬがれなかつた。しかし政府以外の自由な國內市場の展開と、優良な高級製品に對する需要の増加に伴つて、自由な賃銀労働者を雇傭する生産技術の高い經營が毛織物工業にも展開する。その經營者は主として都市の商人資本家であつた(註五)。ところが一方においては、前述の惠まれた諸條件のうちに、地主的貴族の經營する莊園マニユファクチュアも更に著しい伸展をみせ、農奴労働者の絕對數は一八〇四年の一

萬一千名から一八二五年には三萬八千五百名に増加し、毛織マニユファクチュアに従事する労働者總數のうちに占めるその比率も、三割七分から六割一分に高まつた。これに反して、商人たちの經營する毛織マニユファクチュアにあつては、同じ期間に、不自由な工場づき労働者（登録労働者および購入労働者）が絶對數において一萬五千名から一萬三千名に、労働者總數に占めるその比率において三割三分から二割一分にそれぞれ減少したのである。かくて一八二五年には商人經營および地主經營を含めた全體としての毛織マニユファクチュアの總數は三二四に増加したが、そこにおける自由な賃銀労働者の比率も一割八分に高まつた⁽¹⁸⁾。これは商人マニユファクチュアが生産性の低い不自由な農奴労働からより有利な自由な賃労働に轉換して行つた結果である。ここに資本關係の成立とその進展がみられるのである。この傾向は十九世紀の三〇年代を劃期として一層強化する。ただし「工場づき労働者」の使用が自由な賃労働者の雇傭よりも不利となつた結果として、工場主たちによる「工場づき労働者」の解放に關して數々の請願が政府になされ^(註六)、またそれに應じて工場主の「労働者所有權」possessione privoを緩和する一連の法律が發布され^(註七)、一八二四年、一八三五年、一八四〇年には特許工場の工場主に對して、彼の希望に應じて不自由労働者を解放すること、また賃労働者を雇傭することを完全に許す法律が發布されたからである。かくて商人經營の毛織物工業においては資本制生産が勝利した。とはいへ、地主的マニユファクチュアも一八六一年の農奴解放まで依然として存在し、そこにおける農奴労働者は稍々増加しさえする（一八二五年の三八、六〇〇名から一八六一年の四一、〇〇〇名。しかし毛織マニユファクチュアの労働者總數のうちに占めるその比重は二四％に低下したのであつた⁽¹⁹⁾。

（註一）、一七七〇年における各種の製造工業の工場數は二六八、その労働者數五五、五四五名であつたが、そのうち毛織物工業においては工場數四九、労働者數二四、七〇五名を算え、労働者數についてみれば、全工業の約四四％を占めていた。これに次ぐ

ものは亞麻織工業で、工場数六二、労働者数一八、三四二名（全体の三三％）を数え、労働者数についてみれば、これら二つの部門で全製造工業の七七％を占めていたのである。その他の主な製造工業としては、絹織工業（工場数一三八、労働者数五、二二三名）、製紙工業（工場数一七、労働者数三、六〇一名）、金属製品工業（工場数一八、労働者数八四二名）、ガラス工業（工場数一〇、労働者数八二八名）、網索工業（工場数一二、労働者数二三七名）等があつた(20)。

(註二) 十九世紀の最初の三十年間における毛織物工業の伸展は、次の数字から知ることが出来る。すなわち、工場数についてみれば、一八〇四年—一五七、一八一五年—二六一、一八三〇年—三八九を数え、労働者数はそれぞれ二八、六八九名、五一、二九〇名、六七、二四一名で、三〇年間に三四％方増加した(21)。

(註三) 地主經營の毛織マニユファクチュアが著しく盛んであつたシンビルスク縣について、この間の事情を例證しよう。シンビルスク縣における毛織物工業の發生と發展とを助長したものは、次のような諸條件である。すなわち、こゝは地主的貴族階級の本據であり、彼らは莫大な無償の労働力を持つていた。毛織物工場は製品の國庫納入を保證されていたからして、商業上の心配は要らなかつた。シンビルスク縣は前世紀（十九世紀—引用者）の初期には廣大な牧場と多數の羊とを持つていた。のみならず、ステップ地帯の諸縣と境を接していたため、そこから羊毛を馬車で取寄せることが出来た。そこでシンビルスクの工場主たちは中部地方の企業家たちよりも、少額の費用で済むことが出来たのである(22)。一言にしていえば封建的な諸特權が地主經營の存在とその有利性とを保證していたのである。

また地主マニユファクチュアの經營規模はかなり大きなもので、一企業當り平均一五〇名の労働者を使用していたが、特に羅紗マニユファクチュアにおいては平均三一六名という多數の農奴労働者を使用していた(23)。

(註四) 特許工場は、クルスク、ヤロスラヴリ、カルーガの諸縣においては他の工場に比して優位を占めていたが、地主マニユファクチュアは、シンビルスク、ペンザ、ニージェゴロド、タンボフ、ペルム等の東部の農牧的諸縣に多かつた(24)。

(註五) この點に關して、モスクワ市およびモスクワ縣の意義は大きかつた。すなわち、モスクワの工業は純然たる商人の經營であり、自由市場を目當てに専ら厚手の羅紗を生産していた（總生産高一〇九萬アルシンのうち軍服用羅紗は四四萬アルシんに過ぎなかつた）が、その産額は全ロシアのその三分の二を占めていた。そして、そこに働く労働者八千人のうち八〇％は自由労働者であつた。これに反し、地主經營の工場では専ら粗製のラシヤ（軍服用）を生産し、その使用する労働力の九〇％は不自由な農奴労働であつた(25)。

(註六) この間の事情を雄辯に物語る請願書の一例として、一八三七年モスクワ縣の工場主たちから大蔵大臣に宛てられたものを、次に引用する。當時モスクワ縣の諸工場は他と比較して一般に技術水準も高く、また賃労働の比重も著しく大きかつたのである。

「特許工場は、以前には幾多の手工業部門のために職人^{マステル}を育成する養成所であつたが、現世紀になつてからは、工場主にとつてもまた工場生産にとつても、負擔の重いものとなつた。けだし生産は、工學と化學との改善によつて、以前とは全く一變したからである。このことを閣下は御存知ない。ロシアにまだ手工業も技術もなかつた當時においては、工場労働者たる資格を決定するためには、工場労働の熟練のみで充分であつた。當時工場づき労働者が自由労働者に對して、すぐれていた所以は、前者が専らマニファクチュアの仕事にのみ従事して、農耕作業に關與しなかつたからである。しかしマニファクチュアに機械が導入され、以前の手労働が自働的な機械の作業にとつて代られてからは、優秀な職人たるには、手工的技術のみならず、また知的な能力をも必要とするに至つた。ところが特許工場の工場主は、工場に登録されたすべての農民をその能力の如何にかゝらず工場の仕事に従事させる義務をもつてゐる。そのために現在幾多の困難が生じて來た。工場主はこの重い責任を果さねばならぬことのために、無能な職人による時間と資材との損失をも犠牲とすることも稀ではない。自由な労働者を使用する工場主には、このような責任がない。従つてこのような損失を蒙ることもなく、特許工場主に比べて、多大の利益を享受してゐる。自由労働者を雇傭する工場では質の悪い職人を敬遠するが、この劣惡な職人が特許工場では永遠の負擔となつてゐるのである。また工場づき労働者は、法律によつてその生活に必要な全てのものを保證されておき、それは年々増加してゐる。ところが彼らの工場労働に對する無關心さも顯著となつてゐる。何故なら、彼らは、工場主が彼らの生計を維持すべき義務あることを知つてゐるため、自分の子供を養育することさえしないので、これを工場主の責任としてゐるからである」(26)。

亞麻織工業は、ロシアにおいては最も傳統の古い織物業の一つで、すでに十七世紀には大規模な莊園マニファクチュアとしても存在したが、それと同時に、特にトヴェル、ヤロスラヴリ、モスクワ、コストローム、ウラヂーミルの諸縣においては、小規模な家内工業的生産(農民大衆の衣料的生産)として、農民經濟のうちにも廣汎に展開していた。その後、商業の發展と共に、これらの農民的の小生産を基盤として商人による大規模マニファクチュアが組織さ

れ、一八〇四年にはその工場數二八五、勞働者數二三、七一一名を數えたが、そのうち六〇・四％は自由な賃勞働者であつた。前述の毛織物工業と比較して、この點著しい差異がみられる。すなわち、商人は製品の買占、高利貸的活動を通じて、農村における小生産者を漸次自己の資本の支配下におくと同時に、自ら大規模な生産を組織し、零落した農民を賃銀勞働者として雇傭したのである。この亞麻織工業は一八二五年には勞働者數二六、八三三名を算え、二十年間に約一三％方増加したが、工場數は一九六へと、著しい減少をみた²⁷⁾。次いで一八三〇—四〇年代に至ると、亞麻工業の中心地では、續々とマニユファクチュア工場が閉鎖され、一八四五年には一五六へと減少した。

亞麻織工業のこのような衰退の原因としては、當時、安價な綿織物が大衆の生活のうちに普及して、高價な亞麻織物を驅逐して行つたこと、また海運業における汽船の發展によつて、亞麻製帆布の需要の激減したことがあげられる。元來、ロシアの亞麻織工業においては、主として輸出のための特別な高級品のリンネルおよび帆布用の亞麻布の生産が盛んであつたが、前述の諸事情によつて外國市場が縮小した結果は、當然生産も減退せざるを得なかつた。加之、農奴制に制約された低い生産技術(手勢働)は、外國の機械化された生産技術との競争に堪えられなかつた。すなわち、たとえ低廉な農奴勞働を以てしても、なお近代的な機械による大量生産の結果としての製品價格の低廉化には及ばなかつたのである。ここに近代的生産様式の封建的生産様式に對する優位と勝利とがみられる。自由な賃勞働を基礎とする機械生産への轉換も屢々試みられたが、いずれも成功しなかつた。けだし、ロシアの技術が總じて外國のそれより立遅れていたため、高級品の厚手のリンネルは、なお優良な外國製品との競争に堪えられなかつたのである。また、かかる高級な製品にとつては國內市場も狹隘であつた。けだし、廣汎に展開していた農民の家内生産(安價な粗布と綿織物)が、大衆の需要をまかなつていたからである。

最後に木綿工業であるが、これは、ロシアにおいては、亞麻工業などに比較すれば、歴史はヨリ新しい(註一)。その初期においては、輸入キャラクの捺染とか、輸入綿絲による織布など、主として仕上行程のみにかぎられていたが、十八世紀末から十九世紀初頭にかけては、輸入棉花による紡績業も始められた(註二)。

元來、木綿工業は織布にしても捺染にしても専ら手労働によるマニユファクチュアの生産段階においては、他の産業に比較して生産技術が單純で且つ習得し易い。そこで、一七七二年綿織業の獨占(註三)が廢止されて後は、織布業はクスタール工業として農民經濟の中に廣汎に展開し始めた(註四)。このことによつて、ロシアにおいては、農業からの工業の分離(食糧生産と衣料生産との分離)＝社會的分業が、急速に且つ本格的に進展する。農民クスターリは漸次農業經營を放棄して専らマニユファクチュア生産に従事する。織工＝クスターリは「機織小屋」の所有者となり、時にはかなり大きな「マニユファクチュア經營主」manufakturnyに立身する。しかるに一方、彼らクスターリたちに原料をもたらす商人は、いわゆる「買占人」として、すなわち、一面においては原料の獨占販賣者、他面においては製品の獨占購買者として、商業資本の力を以てクスターリたちを支配する。棉花や紡絲等、原料を全く輸入に仰いでいた綿織業にあつては、この買占人の意義と役割とは、特に大きなものであつた。

彼らは、原料の一部をば自ら賃銀労働者を備つて自己の機織場で加工するが、また一部をばクスターリ農民の「家内仕事」rabota na domuのために小賣する。そして彼らから製品を安い價格で買集める。またクスターリに原料を掛賣し、その債務の辨済として製品を受取る場合には、「大マニユファクチュア經營主は決して賃労働者からは取り得ないような高い利潤を彼の資本から受取つた」のであつた。生産行程は、専ら手労働に基いていたとはいへ、個々の作業は著しく分業化している。すなわち、紡絲の染色、絲繰り、經絲の製造、緯絲の巻取り、織布等である。かか

る分業體系において、織工（きりう）の經營する「機械小屋」は、大きなマニユファクチュアの「外業部」にすぎなくなる。かくて社會的分業と商業とに媒介されて、クスターリの小生産者層は兩極に分解する。大マニユファクチュア經營主とクスターリ農民との間には、最初は原料および製品の賣買を通じて、次いで經營主のための家内労働を通じて、最後には大マニユファクチュアにおける賃労働において、資本家的な支配隷屬關係が成立する。農民經濟を基盤として廣汎に展開した綿業マニユファクチュアはロシアにおける資本主義發生の母體であつた。ここに資本の蓄積が行われ、ここから近代の工業労働者の基幹部分が生れたのである。

綿業の發展は次の數字から知ることが出来る。すなわち、一八〇四年には製造工業の労働者總數九四、〇八八名のうち綿業労働者八、一八一名（八・七％）であつたが、一八三〇年には二五二、三三四名に對して七六、二二八名（約三割）となり、毛織物工業および亞麻工業を凌駕して製造工業中に第一位を占めるに至つた（註五）⁽²⁸⁾。一八三〇年代から染色、織布行程の機械化が始まり、四〇年代以後、綿業は特に目覺しい發展をとげた。

かかる發展の基礎には次のような事情が働いていた。すなわち、十九世紀初頭以來英國における綿絲の生産原價が著しく低落し（註六）、このため輸入綿絲で操業していたロシア綿業の製品價格も低下した。そのことによつて綿織物は最も安價な大衆向きの衣料となり、高價な亞麻織物を驅逐して、廣大な國內市場を獲得したのであつた。更にまた一八四二年には、英國において綿業機械輸出禁止令が撤廢され、これによつて英國製の優秀な染色機械、紡績機械、織布機械が大量に輸入され始めて、ロシアの綿業はマニユファクチュア生産から近代的な工場制生産に移行したのであつた。かくて一八五〇―一六〇年代には、ロシアの綿業は、原料たる棉花は輸入にまつたといへ、主として自國產の紡絲によつて操業するところの、紡績・織布・染色の一貫した生産體系をとるに至つたのである（註七）。

ここに働いた労働力が主として自由な賃労働であつたことは前述した。すなわち、一八二五年には綿業における労働者總數四萬七千名のうち、すでに九五％が賃労働者であつたが、一八六〇年には労働者總數は更に一五萬二千名へと著しい増加を示し、それがまた専ら賃労働者であつたのである。一八二五年製造工業全體における賃労働者が、一萬四千名であつたことを考慮すれば、三五年間の綿業における賃労働者の増加が如何に大きなものであつたか、またそれが綿業の發展にとつて如何に大きな役割を演じたかは、容易に理解し得るのである。

(註一) 十八世紀の中頃ウラヂーミル縣のイヴァノヴオ村(一八七一年以後イヴァノヴォ・ヴォズネセンスク市)に輸入キヤラクの染染工場が建てられたのを嚆矢として、染染工業、キヤラク工業が始まり、イヴァノヴォはその中心となつたが、そこから漸次縣内の各地およびモスクワ縣に擴まつた。

(註二) 一七九三年ベテルブルグ縣のシュリセルブルグにある官營のリマン染染工場に紡錘一〇四本をもつ紡績機械が初めて設備された。一八〇八年には最初の私營紡績工場が建てられたが、その紡績機械はアレクサンドロフスク官督模範紡織工場から譲渡されたのであつた。しかし一八一二年頃には、すでにモスクワ市のみで七八〇臺の紡績機をもつ一の工場が存在した⁽²⁹⁾。

(註三) 一七五三年英國の企業家チエンパーレンおよびコゼンスに對して綿業の獨占權が與えられ、更に設備および原料の輸入に對する關稅の撤廢、英國製織物に對する關稅の引上げ、資金として政府から三萬圓の貸附、登録農民三〇〇名の貸與、等々、他の工場主には與えられないところの種々の特典が與えられたのであつた。

(註四) 綿業スタールは主としてウラヂーミル縣、モスクワ縣の農村に擴まり、イヴァノヴォ・ヴォズネセンスク、シュューヤ等は綿業の代表的な中心となつた。

(註五) 一八〇四年には製造工業のうち、労働者數についてみれば、毛織業が第一位を占め(總數の三〇・五％)、これについては亞麻工業(二五％)および絹織業(九・七％)で、木綿工業は第四位にあつた。その後綿業の飛躍的發展によつて一八三〇年には第一位を占めるに至り、毛織工業は第二位(二六・六％)、亞麻織工業は第三位(一〇・六％)、絹織業は金屬加工工業(七・九％)に次いで第五位(五・五％)となつた。製造工業のうちでは、織織工業が常に他の工業部門(製紙、皮革、油脂、蠟、ガラス、金屬加工)に比して壓倒的比重を占めていたこと(一八〇四年—七四％、一八三〇年—七三％)は注意すべきことである⁽³⁰⁾。すな

わち、この段階においては、工業は専ら消費資料の生産、特に衣料の生産に従事していたのである。

(註六) 英國においては、自働紡績機械の採用により、一八二〇年代以後、綿絲一ポンド當りの勞賃費は一八一九—二一六・四ペン
ス、一八二九—三一年四・二ペンス、一八四四—四六二年二・三ペンスと減少し、それにつれて綿絲價格も低落したのであつた(31)。

(註七) 紡績業の確立と共に、一八四〇—五〇年代を轉期としてロシアの紡績輸入は激減し、棉花の輸入が激増した。すなわち、
年平均輸入額についてみれば、一八二一—三〇年代には紡絲三三萬九千ブロードの輸入に對し、棉花の輸入八萬七千ブロード、また
一八三一—四〇年代には紡絲の輸入五七萬四千ブロード、棉花二三萬五千ブロードであつたが、一八四一—五〇年代には紡絲の輸入四
七萬一千ブロードに對し、棉花八四萬一千ブロードの輸入をみ、更に一八五一—六〇年代には紡絲の輸入は一六萬七千ブロードへと激
減した一方、棉花の輸入は一八七萬七千ブロードへと激増したのである(32)。

纖維工業に次いで大きな意義を獲得した製造工業は、製糖業と機械製作業とである。製糖業は、十八世紀初頭、ベ
テルブルグ(一七一九年)およびモスクワ(一七三三年)に、輸入原料を基礎とした甘蔗糖工場が建てられたのを嚆矢
としたが、一八〇二年トゥーラに初めて甜菜糖工場が建てられ、そこから西南部およびウクライナのドニエプル沿岸
地方に急速に擴まつた。ただし、當時これらの地方では、三圃農法から輪栽農法へと農業技術の進歩と共に、甜菜の
栽培が發展したからである。製糖業においては、最初は農奴勞働に基ずく地主經營が盛んであつたが、四〇年代終り
から五〇年代にかけて、専ら賃勞働を雇傭する「商人經營の工場」^{コンツェルン工場}が簇出し、キーエフ縣はその中心であつた。かく
て、一八三〇年には勞働者數一、七〇〇名を算えたにすぎなかつた製糖業も、一八六〇年には勞働者數六萬五千名を
算えて、製造工業のうち第三位を占めるに至つた(製造工業の勞働者總數五十萬五千名のうち二二・九%)。しかし秋から冬
にかけて繁忙を極めるこの工業の季節性と原料の生産事情(地主の農場經營)とは、そこに使用される勞働力の性格を
もある程度條件づけた。すなわち、この産業は、綿業と同じく歴史の新しいものであつたにもかかわらず、そこにお
ける農奴的な強制勞働の比率は比較的高かつたのである(一八六一年の農奴解放直前において、なお約五〇%)⁽³³⁾。

一八四二年イギリスにおける機械輸出禁止令の撤廢を契機として急速に發展した綿業の機械制工場生産への移行（註一）、その他五〇年代から大々的に行われた毛織業、製糖業、製紙業等における機械技術の廣汎な採用、いわゆる産業革命は、機械製作業の發展を喚起した（註二）。例えば一八五二年コストローマにはシッポフの機械製作工場が建てられ、これがコストローマおよびイヴァノヴォ・ヴォズネセンスク地區一帶の纖維工場の機械化に極めて大きな役割を演じたのであつた。この工場は最初銅製の捺染機を製作する銅鋳工場であつたのであるが、間もなく鑄鐵工場を増設し、次いで製釘工場、最後には造船所まで組織して、労働者の數も八〇〇名から一、四〇〇名へと増加した。ところでそれに従事する者は、専ら自由な賃労働者だつたのである（34）。機械製作業の發展は、金屬加工業に従事する労働者數の増加から、ろかがい知ることが出来る。すなわち、この工業に従事する労働者は、一八三〇年には約二萬三千名を算えたのであつたが、一八五二年には四萬九千名、一八六〇年には六萬三千名へと急増し、労働者數についてみれば、製糖業に次いで、製造工業部門のうち第四位を占めるに至つたのである（35）。

（註一）綿業においては、一八〇五年はじめてベテルブルグにおいて蒸氣動力機が採用されて、機械制生産への移行の端緒がみられ、また一八〇九年にはアレクサンドロフスカヤ亞麻マニユファクチュアにおいて英國製の亞麻紡績機が用いられたのであるが、農奴的労働と技術的基礎の缺除（機械製作業の未發達、機械輸入の困難等による）との故に、機械制生産は著しい進展をみせなかつた。

（註二）ロシアにおける産業革命は、まず綿業における輸入機械の採用によつて四〇年代から始められたが、それが本格的に遂行されたのは、農奴解放後の六〇—七〇年代であり、またあらゆる工業諸部門において近代技術が終極的に勝利を収めたのは、やつと九〇年代のことであつた。十九世紀の四〇年代および五〇年代における機械および器具類の年平均輸入額は次のようである（36）。一八四五—六六年を轉期として、手道具類の輸入に比較して機械類の輸入の急増がみられる。

機 械

器 具

一八四一—四五年

六六八、〇〇〇ルーブル

三七三、〇〇〇ルーブル

一八四六—五〇年
一八五一—五五年
一八五六—六〇年

一、六八一、〇〇〇
二、一〇三、〇〇〇
七、五〇三、〇〇〇

五〇五、〇〇〇
四一二、〇〇〇
八五九、〇〇〇

以上、十九世紀前半における製造工業の發展、そこにおける資本主義的生産關係の成立の次第を概観した。十八世紀中葉には工業のための勞働力は不足していた。けれど、農民は、まだ農業生産と小規模な手工業的・家内生産とによつて自己の生活を再生産し、そのかぎりにおいて土地にたく結びついてゐたからである。(農業と工業との未分化)。ところが十九世紀初頭までには、事態は全く一變した。商人的企業家は農奴的勞働力を取得する自由をもたなかつた故に、賃勞働の雇傭に轉じたのであつたが、これは農村—貴族の領地たると國有地たるとを問はず—が多量に供給した。けれど、當時における分業に基づく生産諸力の發展および商品流通の展開と封建的搾取の強化とは、農民層を分解し、多かれ少なかれ土地を喪失し經營の破綻した農民は工業に仕事を求めたからである。かくて、主として國庫の需要を目當てに經營してゐた舊來の特權的な「特許工場」や「地主工場」のほかに、それにかわつて、廣汎な大衆の消費を目的とした半ば近代的な性格の商人マニファクトリアが發展する。農業と工業との分離として現れる社會的分業の發展は農民層の分解を促進するが、これはまた資本家的マニファクトリアの發展にとつて勞働力と商品販賣市場とを保證する。資本家的マニファクトリアにおいては、新しい種類の製品の生産と共に、生産技術は改良され、漸次機械が採用され始める。生産技術の向上と機械制生産への移行とは、勞働の熟練を要求する。農奴勞働は、これらの新しい工場における生産諸條件には、適合しなくなる。

商人マニファクトリアに雇傭される賃勞働者が、主としてオブローク農民および國有地農民であることは前述し

た。彼らは工場主に對しては自由な契約關係に立つてゐるが、一方、地主に對しては身分的な隷屬關係に立つてゐる。彼らはまだ本質において完全な農奴である。ところが彼らは、工場主に對しては自由なるが故に、勝手氣儘に工場を立去ることもある。殊に、草刈期、收穫期等、農繁期には工場の仕事を棄てて、農村に歸ることが多かつた（註一）。それ故、工場主もまた彼らを工場にひきとめておくためには、あらゆる手段を講ぜねばならなかつた。その結果は、一八三五年の賃労働立法の實現となり、労働者に對して契約期間満了前の工場退去は禁止された（註二）。また雇傭契約は、労働者の「主人」たる領主を介して結ばれることも屢々あつた（註三）。これによれば、工場主側としては、労働者の確保とその誠實さが地主の責任において保證された。しかしまた、労働者に對する支拂賃銀を屢々地主が受取つた結果は、労働者の労働意欲を減退させたのである。かかる労働事情は、新しい生産諸條件に矛盾する。けだし、そこでは労働者が不斷に工場作業に従事すること、複雑化する作業に習熟すること、および労働者の意識的な作業を、必要とするからである。新しい生産諸條件のもとで、資本が産業資本として、ヨリ自由に發展するために、農民の土地からの、および地主に對する隷屬からの完全な「解放」が、二重の意味で自由な労働者の創出が、絕對不可缺少な必要條件となる。けだし、かかる労働者の創出によつて、生産上の要求と労働力事情における矛盾の解決が實現されると共に、また流通上の要求と國內市場の擴大も實現されるからである。かかる労働者がつくり出されるためには、既成の土地所有形態が解體され、封建的土地所有關係は近代的な土地所有關係に變革されねばならぬ。ロシアにおいても、十九世紀中葉に至れば、この變革が資本の發展のための歴史的必然として要求されるのである。ところでこの要求が如何なる形で解決されたか以下それをみよう。

（註一）「モスクワの諸工場は、ロシアで生産される厚手の羅紗の約三分の二を産出しているが、これら諸工場は地主領および國

有地の農民を雇傭している。彼らは、一年あるいは半ケ年の期限のパスポートをもつて遠方からやつて来る。モスクワには、このような人間が約四萬いるが、縣内の各地に散在するものは、これには含まれていない。彼らの目的は、租税や年貢の支拂、農村に残して来た家族を養うために、若干の貨幣を稼ぐことである。彼らの大部分は、草刈期や收穫期には家に歸る。それ故モスクワの工場主たちは、夏になると労働者をひきとめておくために忙殺される。その時期は、工場でも最も多忙を極めるからである。雇傭主はパスポートに豫定された期日までは、労働者を働かせる権利をもっている」(37)。

(註二) この法令はロシアにおいて工場主と賃労働者との關係を最初に規定したものであるが、その主な條項は次のようである。
第一條 納税義務ある者にして上司あるいは領主から合法的なパスポートあるいは所定の書狀を受けたものは、パスポートに與えられた賜暇期間のうちのある期間または全期間にわたつて、工場の仕事に雇傭されることを許される。しかし所定の期間を越えることは出来ない。

第二條 これに基づいて、工場あるいは作業場の仕事に雇傭契約を結んだ者は、この工場主の同意なくしては、契約期間の満了前にその工場を退去することを、禁ぜられる。またその期間中は、最初定められた以上の賃銀の追加支給を要求することも禁ぜられる。パスポートあるいは書狀を發給した領主あるいは上司は、雇傭契約を結んだ労働者を、パスポートに記載された期限の満了前に呼びかえす権利あるいはそれを工場主に要求する権利をもたない。……

第三條 工場主あるいは經營主は、労働者がその義務を果さなかつたこと、あるいは、彼の業行が不良なることの故を以て、契約期間満了前に彼を解雇する権利を持つてゐる。しかし、このためには、工場主は解雇の二週間前に労働者に豫告する義務がある(38)。すなわち、こゝでは、舊來の特許工場における工場づき労働者と工場主との間の封建的關係(後者は前者およびその家族の全生活を保證すべき義務さえある)とは對蹠的に異つて、近代的な雇傭關係が規定され、しかも工場主のためにのみ一方的に利益が擁護されているのである。

(註三) 「多くの(製糖)工場では、必要な労働者は工場主自身の領地の農民から徵募される。また製糖工場の少い郡においては、労働者の不足は自由な賃労働によつて補充することも困難ではない。しかしチュルカスト郡においては……常に人手の不足が痛感され、高賃銀を以てしても、現地で得ることは不可能である。そのため、非常に多くの労働者を必要とするアメリカヤング工場では、余儀なくゴルタヴァ、モギレフ、ミンスクの諸縣から労働者を雇傭するが、労働者の雇傭は、常にその地主との間に結ばれる條件に従つてなされるのである(39)」。

參考・文獻

- (1) エヌ・ベ・セミョノフ「我國の貴族階級」サンクト・ペテルブルグ、一八九八年、五頁。
- (2) ベ・イ・リヤシチエンコ「ロシア經濟史」慶應書房、上巻二七五頁。
- (3) 同上、二七九頁。
- (4) ア・グ・ラーシン「ロシアにおける工業プロレタリアートの形成」モスクワ、一九四〇年、五五頁。
- (5) ア・ロレツキー「農奴制崩壊當時の經濟的諸關係」一九〇六年「教育」誌、第一號、二一五—一六頁。
- (6) ラーシン、前掲書、八〇頁。
- (7) デ・ペブリー「マヌファクトゥールコレギア史概説」モスクワ、一九三九年三一五—一六頁。
- (8) 「マニユファクチュアおよび商業」誌、一八三二年、第六號、二二—二五頁。
- (9) ア・ブイトフスキー「國民の富あるいは經濟學原理に関する試論」サンクト・ペテルブルグ、一八九七年、第二卷、四二三頁。
- (10) 「國有財産管下について蒐集されたロシアの統計資料」サンクト・ペテルブルグ、一八五八年、第一冊、四〇—四一頁。
- (11) 「ソヴェート大百科辭典」モスクワ、一九三〇年、第一八

卷、四二九頁。

(13)(12) ラーシン、前掲書、八二頁。

リヤシチエンコ「ソ聯邦國民經濟史」モスクワ、一九三九年、二五一頁。

(15)(14) ラーシン、前掲書、二三頁。

ア・コルサク「西歐およびロシアにおける工業一般の諸形態と家内生産（クスターール工業および家内工業）の意義とについて」モスクワ、一八六一年、一三七—三八頁。

リヤシチエンコ、モスクワ版、二八一頁。

ラーシン、前掲書、二六、五九、六三頁。

同上。

同上、六五頁。

同上、一六頁。

同上、二六—二七頁。

(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16) ア・エヌ・ブウチーロフ「ウリヤノフスク縣の工場制工業史のための資料」一九二八年、五頁。

ラーシン、前掲書、六五頁。

同上、八九頁。

同上、八七、九〇頁。

(25)(24)(23) 「イストリーチエスキー・アルヒーフ」科學アカデミー、一九三六年、第一號、二六九、二七〇頁。

ラーシン、前掲書、二六—二七、八三頁、リヤシチエンコ、モスクワ版、二八〇頁。

(34)(33)(32) (31)(30)(29)(28)

- ライシン、前掲書、二六頁。
リヤシチエンコ、モスクワ版、二八二頁。
ライシン、前掲書、二六一二七頁。
シュルツェグーヴァーニツ、「大工業論」、有斐閣版、一三六頁。
リヤシチエンコ、モスクワ版、二八二頁。
ライシン、前掲書、六六頁。
ライシン、前掲書、九四頁。

二、一八六一年の農民解放

(1) 經濟的諸前提

(1) 農業生産力の停滞

十八世紀後半から十九世紀初頭にかけて、ロシアの農奴制が、その地域的擴張がりにおいてもまだ農民搾取度の強化においても、極限に達したことは、前述した通りである。その間において、西北部の非黒土地帯（モスクワ、ウラヂーミル、ヤロスラヴリ、コストローム、トヴネーリ、ベテルブルグ、ノヴゴロドの諸縣）では、オブローク農民の「農村からの逃亡」がみられ、彼らは農耕作業を捨てて工業および商業上の仕事に轉じたのであつた。かくて、十八世紀には、この地方において、すでに成年男子人口の五分の一乃至三分の一が農業以外の稼業に従事していた⁽¹⁾。農業と工業との間の社會的分業の進展と共に、國土の經濟的分化も進んだ。すなわち、北部諸縣が工業化されるに従つて、農業は

(39)(38) (37)(36)(35)

- 同上、三一頁。
同上、九二頁。
「ロシアにおけるマニユファクチュア工業の主要諸部門の概観」、サンクトーベテルブルグ、一八四五年、一三四頁。
「第二法令全集」、第八一五七號。
イ・フンドウクレイ、「キーエフ縣の統計圖誌」、ベテルブルグ、一八五二年、七八頁。

ますます南部および東部地區に移つて専門化した。十八世紀に非黒土地帯において進展したこの社會的分業、工業の成長、國內市場の擴大は、農業にとつて有利に展開して行つた。けだし農産物價格は工業製品價格よりもヨリ急進に騰貴して行つたからである(註二)。その原因は、結局、商工業に従事する人口が「過剰なまでに」増加し、農業人口が「半減」した一方、都市の「喰食者」が増加したこと、および農産原料に對する工業の需要が激増したこと、に歸結される。この農産物價格騰貴の傾向は、十九世紀の二〇年代まで續いたのであつた。

(註一) 例えば、一七六〇年にはライ麥一チエトヴェルチ(二〇九リットル)八六カベイクであつたのが、一七七三年には二ルーブル一九カベイク、更に一七九〇年には七ルーブルとなつた。また麻糸一ベルコグエツ(一〇ブード)は一七六七年の一五ルーブルから一八〇三年には三四ルーブルに、亚麻は二ルーブル五〇カベイクから五〇ルーブル四〇カベイクにそれぞれ騰貴した(2)。

(註二) 「以前にはわが祖國においては都市工業は極めて僅かしか知られていなかった。それ故農村の住民は自分の必要を自ら充足し、少くとも彼の住居、衣服および生活に必要な物資に關しては、ある仕方ですら工業者たり工場主たらねばならなかつた。……そしてこれがため多くの農村は手工業者たる農民によつて聚落づくられ、都市の形態をとるに至つた(3)」。社會的分業の進展に媒介された農民層の分解(一部の農民の工場主化、商人化と他の農民の出稼労働者への轉化)と共に、農村地方にも新しい産業都市が形成され、農業人口の負擔において工業人口が増加していったのである。

かかる條件のうちに、農業地帯においては、地主の自己經營が進展した。「七十年前(十八世紀末「引用者」)は、著名な領地の所有者たちは、殆んど農業に従事せず、大抵は適當な額のオブロークで満足し、それ以外には、家庭の需要をまかなうために種々の品物を現物で徴收した。このような事態は、多くの原因が働いた結果、漸次變化した。……貴族はヨリ熱心に自分の仕事に従事すること、その所得を増加すること、將來における收入を確保することが必要だと感じ始めた。そしてこれらの目的を達成するために、自然と、最も手頃で安價な方法をえらんだ。すなわち賦役の

實施である」(4)。賦役による地主の自己經營は、十八世紀後半から農業地帯における中位の地主層において、最も顯著に行われていたが、一八一八年のナポレオンのモスクワ侵入を外的契機として、上層貴族の都市生活棄てて歸郷する者も多かつた。貨幣商品經濟の發展と共に(註二)、これら歸農した地主的貴族は、安易なしかし收入の少いオブロークの徴收よりも、ヨリ多くの貨幣收入をもたらす自己經營の方向をえらんだのである(註三)。新しい教育を受けた進歩的な地主の經營においては、賦役の強化と共に技術上の改善も企てられた。すなわち、粗放な穀作から集約的な輪作への轉換である(註三)。この輪作農法は、中部の非黒土地帯(カザン、シンピルスク、ペンザ、サラトフの諸縣)では牧草栽培と畜産經營とへの移行をもたらししたが、南西部(キーエフ、ポルタヴァの諸縣)では甜菜栽培(と製糖業)へ發展した。しかし黒土地帯(クルスク、ヴオロネジュ、オリョール、タンボフの諸縣)においては、一八二〇年から四〇年にかけてのこの「西歐的」なもののへの「心酔」と進歩的なものへの移行の試みも、農奴勞働の基礎の上では、失敗凋落せざるを得なかつた。ここにおいては穀作が依然として主要な唯一の經營部門として殘されたのであり、農奴制に基づく技術の低水準、農奴勞働の無思慮や怠惰、經營改善のための資金や手段の缺除は、經營の傳統的慣習からの脱却を妨げたのである。舊い生産關係は生産力の發展を妨げた。地主經營は、單なる耕地の擴張とそれに並行する賦役勞働の強化とによつて、收入の直接的増大をはかるよりほか、道はなかつた。それと共に農業中心地では、穀物の單作化とその經營の粗放化とへ逆行したのである。

(註一) 例えば十九世紀初頭には、まだモスクワ縣の大領主の多くは「自家用品のための工場」をもつていて、その生活の大半をば自家製品でまかない、その經濟は封鎖的な現物經濟の性格が強かつた。ところが二〇年代になれば、すでに粗末な自家製品、自家織の粗麻服、粗製の羅紗は地主の生活から消え去つて、派手な高級品を購入するようになったのである。またリヤザン縣のような邊僻な地方においても、地主たちは、茶、砂糖、イクラ、葡萄酒、コーヒー、魚類、織物、皮革製品、金屬製品、馬車、

等を購入していた。このように、地主の消費生活の現物經濟から貨幣商品經濟への轉化は、地主にとって多額の貨幣を必要とするに至る。従つて、彼らは結局、自ら生産物を販賣して貨幣を取得すること、また販賣のための生産物を生産すること、すなわち、商品流通と市場とに適應して、彼らの生産的經濟活動そのものをも組織せねばならなかつたのである。

(註二) 地主の自己經營の發展を促進した内的諸契機は、都市の工業人口の増大と工業の昂揚、輸出の増加、それらに起因する穀、物價格の昂騰に求められる。

(註三) 一八二〇年代には「進歩的」な地主たちは、西歐の農學の成果としての「輪作」農法を取り入れ、農業經營を合理化しようとした。このいわゆる農業近代化運動の中心は、ペテルブルグの「自由經濟學會」Volnoe Ekonomicheskoe Obshchestvo およびモスクワの「農業經濟學會」Moskovskoe Obshchestvo Selskovo Khazhaistva など、後者は機關誌として「農業」を刊行していた。この運動の基調をなすものは東農主義思想であり、富の唯一の源泉としての農業の振興を主張したのであつた。

農奴主的搾取の強化と共に、農奴的農民の農業經營は、資力および勞働力の不足の結果として、經營面積においても經營の技術的組織においても、衰微せざるを得なかつた。十九世紀の初期には、賦役勞働が處によつては週五―六日にまで強化されたことは前述した。このような條件のもとでは、農民は自己經營を放棄せざるを得ない。事實、またこのような事態も發生した。すなわち、農民は自己の經營を全然やめて、専ら領主經營で働くのである。これがいわゆる「月拂い」の制―農奴は食糧、衣服等の現物を月拂の形態で支給される―であり、これは「開明的」な地主のもとに多くみられた。地主經營が、終局においては、農民經營に基礎を置いているかぎり、何故ならそこにおいて勞働力の再生産が行われるから―この農民經濟の破壊は、農奴制の機構の内包する諸矛盾を激化し（その集中的な表現としては、農民からの國庫收入の減少）、結局、機構そのものの崩壊も招來せずにはおかぬのである。

地主經營の發展の當然の結果として、農産物商品の主な生産者は地主經營であつた。例えば、十九世紀の中葉にお

ける全商品穀物のうち九〇%までが地主經營の生産であつた(5)。亞麻、麻絲等の商品にあつては、農民生産の分が、穀物におけるよりは若干大きな比率を占めていたとしても、全體としては、矢張り地主が優位を占めていた。これは農民經營の衰微、そこにおける剩餘生産物の缺除の結果として、當然のことであつた。しかしまた、これらすべての經濟的事態を招來したものは農奴主的な社會的、政治的支配體制そのものであつた。穀物の國內供給と國外輸出との統制を目的としたベョートル一世の法律は、農民がその生産した穀物を自由に販賣することを禁止した。またベョートルは、財政上の目的から、農民の商業に防遏を加えた。すなわち、農民が商業を営むためには、農民から町人身分に登記がえをし、相當額の商業税を支拂わねばならなかつたのである。次いで、一七五五年の關稅法によれば、農民に對しては自己の村落において一定の商品を賣買することのみが許されたのであるが、地主貴族に對しては、自己經營で生産されたすべての生産物を自由に賣買すること、國外輸出のためにそれを港灣において賣却すること、など廣泛な商業權が認められた。また一七五八年の生産者からの穀物買付に關する食糧令や、一七六五年の地主貴族に對する酒造權の獨占的許與等は、地主的農業の商品生産への轉換のために、極めて強力な保護的役割を演じた。またそれとは反對に、かかる諸條件およびその他ロマノフ王朝の一聯の農奴制的支配體制強化の諸方策のもとにおいては農民は商業から遮斷され、社會的分業や商業の發展を農民自身が把握することによつて自己の經濟力の強化と社會的地位の向上とに導くことは、極度に妨げられた。ここでは、地主貴族が新しい經濟的變動に自らを適應させることによつて、農民の剩餘勞働の搾取を強化する結果となり、農民のエネルギーは、大部分が地主的貴族階級に吸収されてしまつたのである(註一)。

(註一) 非黒土工業地帯におけるように、消費市場が農村に近くて農民が自らこの市場を知ることが出來、そこにおいて自己の生

十九世紀前半のロシアにおける資本主義の發展と農民解放

産物を販賣し、そのためにオプロークを貨幣で地主に拂い得たところにおいては、農民の生産力の向上と共に賦役労働による地主の自己經營は急速に解消してオプローク農民の農業經營が支配的となつた。こゝでは農奴制經濟の一つの基礎（地主經營）が破壊されると共に、農奴體制全體を積極的に破壊すべき社會的諸力（都市におけるブルジョア的要素と農村における富農的要素）が生れて來た。しかし、この力は、ロシア社會全體からみれば、部分的な且つ微力なものであり、大勢を支配するに足らなかつたのである。

しかし、發展した市場關係は、逆に農奴制を震撼し始めた。傳統的な經營様式の地主經濟（農奴労働による農業生産と生産物の市場への搬出）は、市場における景氣變動、殊に穀物價格の變動に、適宜に對處することが出来ない。すなわち、彼は、價格の變動の如何にかかわらず、常に一定規模の生産を続け、ある一定の時期（冬季の農閑期）に市場に持出し、従つてまた好景氣さえ有利に利用し得なかつたのである。かくて、穀物市場に君臨していた地主經濟は、すでに一八四〇年代から商品過剰生産を経験し、基本的には價格は上昇傾向をたどつていたにもかかわらず、その極端な變動性は、たえず地主經濟を悩まし、且つ打撃を與えたのである。

(四) 工業生産における發展の不均衡

製造工業においては、綿業を中心として、漸次資本制生産が支配的地位を獲得して行つたことは、すでにみたところである。しかし鑛山業においては、事態は全く異つていた。

十八世紀から十九世紀前半にかけて鑛山業の中心はウラルであつた（註一）。ここにおける労働者は、初期においては主として登録農民―彼らは常時工場労働に従事するものではなかつた―であつたが、間もなく專業の労働者群が形成された。これが「職人」^{Мастер}および「作業夫」^{Урядник}である（註二）。このほかに、工場が購入した農民もあつたが、工場作業は主として前記二種の職人たちが行い、工場づき農民は補助的作業に従事した。これら「職人」および「作業夫」

は種々の社會的要素から形成されたのであるが、その主たるものは、國家による「徴集者」であり、彼らは兵役のかわりに工場作業に向けられたのであつた。また彼らの子供は工場で父の仕事を繼續する義務があつた。その他、地主領からの逃亡農民、分離派信者、都市の浮浪人等もあつたが、彼らは後に大部分工場に緊縛されてしまった。かくて鑛山業においては専ら農奴的な労働が支配的であつたのである(註三)。

(註一) 十九世紀初頭、鑛山業に従事する職人数約一〇萬人のうち、ウラルは七〇%を占め、残りの三〇%がトウーラ、モスクワ、ニージュニ・ノヴゴロドその他の諸縣に散在していた(6)。

(註二) 一七七七年ウラルの諸工場における労働者の範疇別は次のようである(7)。

工場別	工場数	職人、作業夫および農奴農民	登録農民
官營工場	一六	四、〇三六	七七、一一七
私營工場	一二二	四、五、九四六	五八、九三六

(註三) 鑛山業に従事する労働者のうちには「農奴労働者」、「工場づき労働者」、等々、種々の範疇があつたが、本質的には、一様に農奴的身分のものであつた。「この本質的な差異は、實際には、殆ど意義をもつていなかった。工場主の力と影響は、終身労働者、義務労働者に對しても、農奴労働者に對すると同様に働いた。あらゆる種類の農奴的隷屬關係は混同していたため、労働者自身でさえ、自分が本来何れの範疇に屬するかを知らなかつた(8)。

低廉な農奴的労働力と莫大なしかも確實な國家需要(兵器その他軍需品)とに保證されて、鑛山、冶金業は、十九世紀初頭には隆盛を極めていた。例えば、一八〇〇年におけるロシアの鉄鐵生産高は、一、〇三〇萬ブードに達したが、イギリスのそれは一、〇〇〇萬ブードであつた。しかもウラルの鉄鐵は極めて良質のものであつたのである。しかし、五〇年後の一八五〇年にはイギリスの生産高は一四、〇一〇萬ブードに増加したのに對し、ロシアのそれは、フランス、アメリカ、プロシヤ、オーストリアにも凌駕されて、世界第六位となり、一、三〇〇、一、六〇〇萬ブードにすぎ

なかつた⁽⁹⁾。これら諸國においては資本主義が生み出した新技術、賃銀労働者の熟練労働等は製鐵業の著しい上昇をもたらしたのであるが、ロシアにおいては、農奴的労働と國家による特權的保護^(註一)とが、鑛山業一般および製鐵業の生産的技術的進歩をかくも妨げていたのである^(註二)。

(註一) 例えば、一八二二年の開採率は、鍊鐵に對しては價格の二五〇%、銑鐵に對しては六〇〇%で、低廉なイギリス製品の競争に對して、ロシアの國內市場を完全に保護していた⁽¹⁰⁾。

(註二) すでに一八〇〇年、ウラルで調査した工場四八のうち二七工場が英國製のシリンドラー式送風機を使用していた。一八三六年にはニージェゴロド縣のグイクスウンスク工場において高爐の熱送風の試験が行われ、また同じ年にウラルにおいてはブーディング爐による製鋼法が採用された。また高爐におけるコークス使用の試験が行われ、あるいは舊式の鋸による鋸造のかわりに壓延機が採用され始めた(一八二六年官督のアレクサンドロフスキー工場において)のであるが、これら技術的進歩も局所的なものに止まり、鑛山、冶金業全體を把握するに至らなかつたのである。

急速に發展し來つた製造工業諸部門(特に纖維工業、食品工業)の生産的需要、すなわち、生産技術の近代化、機械化に對する欲求を充すためには、そしてまた近代交通手段としての鐵道の建設のためには、多量の鐵が必要とされた。しかし、鑛山・冶金業の停滞性はこの需要を合理的に―品質・數量・價格において―みたし得ず、これら産業諸部門の發展に對して阻止的に作用した。製造工業の生産力の急速な發展のためには、鑛山・冶金業のヨリ急速な發展が不可欠な必要條件となつた。そしてまたこの必要性を痛感させたものは、幼稚な生産形態をもつた國民の近代的生産をもつた國民への望みなき戦⁽¹¹⁾。一八五四―五六年のクリミア戦争におけるツァール・ロシアの惨敗であつた。「戦争が大工業の一部門(甲鐵艦、旋筒砲、速射砲、鋼鐵張りの彈丸、無烟火藥、等々)となつた瞬間から、大工業―これなしには、これら一切のものは生産され得ない―は政治的必要となつた」のであるが、ツァールの軍事的封建的帝國主義政

策は、特にこの必要性を尖鋭化した。しかし「これら一切のことは、高度に發展した金屬工業なしには不可能」であり、金屬工業を高度に發展させるためには、まず第一に、そこにおける農奴的生産諸條件の・したがつてまた農奴制全體の・廢絶が緊急な必要條件となつたのである。

(2) 社會的諸條件

(1) 農民運動の昂揚

農奴制的搾取の強化とそれによる農民經濟の破綻の深刻化と共に、農民の動搖と一揆の波は昂揚して行つた。プガチョフの亂（一七七三年—七五年）（註一）以來、政府および地主貴族を常に脅かしていたものは、農民運動の昂揚に對する懸念であつた。パーヴェル一世は一七九七年法律によつて賦役を一週三日に制限し、また朝廷がその寵臣に國有地を下賜してそこに住む自由な農民を農奴化することは、十九世紀の初期に至つて廢止された。一八一九年には沿バルチック地方の農民に最初の自由が與えられたが（註二）、ここでは農民は、同時に土地からも解放されて、プロレタリア化してしまつた。農民の一揆は急速に増大して行つた。一八二六年から一八六一年までに一、一八六件の農民の蜂起が傳へられている。四二三の領地における騷擾の原因について官廳が調査したところによれば、二二〇の領地においては「上から」の解放に關する風説が農民を刺戟し、自ら進んで自由を獲得せんと騒起したのであつた。更に、九五の領地においては苛酷な賦役、二六の領地においては重いオプローク、三〇の領地においては飢饉、等々であつた（11）。農奴主的貴族階級を社會的支柱として君臨していたツァールの絶對主義支配の下においては、農民は、前述したように、經濟的には勿論のこと、政治的權利、社會的地位においても極度に無力であつた。暴動は結局ツァール政府

の軍隊によつて鎮壓され、暴徒は峻厳に處刑されて終末を告げるのが常であつた。封建制の諸矛盾の極度に激化したこの時期において、ロシアの農民は自ら自己を解放し得なかつた。そしてまた、このことが、ロシアの社會經濟の、特に農村經濟のその後の發展に對して、特徴的な性格を與えるのである。一八三八—四〇年には、いわゆる「キセレフ伯爵の改革」(註三)によつて、國有地農民の狀態は若干改善された。しかしこの改革は、地主領の農民には關係するものでなく、また國有地農民についてても、勿論農奴制の完全な廢止ではなかつた。それは、農奴制を殘存させつつ、その基礎の上に農業を資本家的經營の方向に發展させようとする近代的性格をもつた貴族の政策の端緒にすぎなかつた。

(註一) ステパン・ラージンの亂と共にロシアにおける二大農民戰爭の一つたるブガチョフの亂は、一七七三年ウラルに始まつたのであるが、急速にヴォルガ沿岸地方からシベリヤの一部に至る廣汎な地域を包んでしまつた。反亂がかくも大規模に進展した原因は、その統領たるブガチョフ(ドン・コサク)が廢帝ペートル三世を僭稱して容易に民心を把握したこともあるが、また「永遠の自由」地主からの農民の解放、農民への土地分配をスローガンとして掲げることによつて、當時農奴制的壓制の下に呻吟していた農民層の利益を擁護したからに外ならない。この故にこの反亂は農民戰爭としての性格をもつたのである。この反亂を鎮壓するために、ツァール政府は二ヶ年の歳月と多大の兵力とを要したが、一七七五年ブガチョフの處刑後も、地域的な反亂はなお續き、ながい間ツァールの「炭盆」を悩ましたのであつた。

(註二) これよりさき、アレクサンドル一世の即位を契機として、農民は大規模な暴動を起した。そこで彼は一八〇三年および一八〇七年に勅令を出し、今後は農民を土地なしで一人々々個別的に解放することを禁じ、土地をつけて全村の農奴を一體として解放すべきことを、地主に命じた。彼は農民暴動の危険性を強調して、地主貴族に對しこの勅令の實施を説得したが、領主たちは殆どこれに従わなかつた。すなわち、地主は、農奴の自由および土地の購入價格を任意に法外な高さに決めたため、農奴たちはそのような條件では自由も土地も購入し得なかつたのである。そのため、この法令によつて解放された農奴は、一八五八年までに男女合せて二〇萬を越えなかつた。

一八一一年にはエストニアの貴族がその農奴解放を提言したのに端を發して、沿ベルタ地方には農民解放の氣運が漲まつた。かくて一八一六年には解放に関する法令が發布され、次いで一八一七年および一九年にはスーランドおよびリヴォニアにも及び、これら地方で解放された農奴は男子約四一萬六千名に達した。しかし彼らは農奴的身分から解放されると同時に土地からも解放され、しかもその土地から他の地方に轉出すること、また都市の市民となることを禁ぜられたため、そこにとどまつて地主の領地で農業労働者あるいは小作人として働かねばならなかつた。

(註三) 十九世紀初頭以來、封建的壓制のもとに國有地農民の租稅支拂能力は極度に衰弱して行つた。例えば、一八一四年における支拂不能額は三千萬ルーブルであつたが、四年後には九千萬ルーブルに増加し、また一八三六年には六千四百萬ルーブルであつた。そこでニコライ一世は國庫收入確保の必要から、一八三八年ベ・デ・キセレフ勅に國有地農民の生活更生策を一任した。伯爵自身は、若干デカブリストに近い自由主義的な官僚であつたが、改革によつて國有地農民の管理機構が改組され、共有地の割替、土地の分配、租稅の割當、息納金の徵集等に關する農民の自治體が組織された。これが「農村自治體」であり、年三回村會を催して、前記諸事項を決定するのである。農村自治體は集つて郷を構成し、郷會は鄉役所および郷裁判所を選出する。郷は管區に統合され、管區は最後に國有財産省に從屬するのである。この改革に伴つて、農地の測量が行われ、土地をもたぬ農民には土地を割出して與えられ、土地の少い農民は新聞地に移され、また貸附貯金局や備荒用の穀倉が設けられた。

(四) 地主層内における矛盾の激化

前述したことから明かなように、十九世紀中葉に至れば、地主層のうちにも經濟的および社會的利害關係において種々の矛盾と對立とを生じて來た。すなわち、非黒土地帯においては、純發作的粗放經營から一層集約的な經營—亞麻、馬鈴薯、麻の栽培と畜産—toに推轉したのであるが、かかる經營の改善は農奴制的な地主經營においては成功せず、農民經營において可成り成功したのである。このことは地主をして農民からのオブロークの徵收に向わせると共に、農奴主的經營の廢止をもたらしした。ここでは今や農民の剩餘生産物を經濟外強制によつて搾取する「農奴主的權

「利」のみが残されたのであり、地主にとつては、この權利を如何に處分するかが問題となつたのである。すなわち、依然としてこの權利を保持するか、あるいは相當した代價を得てこの權利を放棄するか、である。大勢はこれら地主をして後者をえらぶ方向に進んだ。ここから非黒土地帯の地主の「自由主義」が発生した。

次に南部ロシア（フヴォロシヤおよびベッサラビヤ）においては、十九世紀初頭から未開拓の草原（^{ステップ}）への植民に始まつて、まず粗放的な牧羊業が發展したが、次いで小麦栽培がこれにとつて代つた。ここにおいては、農奴制は舊い諸地區に比べて極めて弱く、住民の生活を廣汎に把握し得なかつた（註二）。土地の豊富な新開地にあつては、自由な開拓民は農奴主的地主の束縛から逃れて、容易に他に生活を移し得たのであり、またこれら新に獲得した領土を貴族に世襲領地として下賜することは（註三）、そこに住む農民の動搖をおそれて、十九世紀以來やめられたからである。そこで、ここにおいては一八四〇年代以降、すでに開拓農民のうちから借地農業者型の大農民經營がつくり出され、また大地主經營においても賃銀労働者の雇傭と農業機械の採用が廣く行われた。南部ロシアの農業は單に國內市場のみならず、また黒海沿岸の諸港を通じて世界市場とも結びついた。國內における工業および都市人口の成長、殊に一八四六年イギリスにおける穀物條令の廢止は、穀物（小麦）に對する需要と價格とを世界的規模において高めた。ロシアの小麥輸出高は、一八三一—三五年の年平均一、〇七〇萬ブードから一八五六—六〇年には三、八一〇萬ブードに増加したが、その輸出量の九〇％は南部諸港を通じて行われたのであつた⁽¹²⁾。これからも明かなように、小麦は南部ロシアの唯一の農産物となつたのである。自己の生産物が世界的商品となつたからには、これら生産者は國內のみならず、外國における競争者をも考慮せねばならなかつた。彼ら農業經營者は、生産の一層の擴大と經營の合理化による價格の低廉化との必要を感じた。このためには、自由なしかも低廉な働き手を多量に必要としたのであるが、そしてまた

中央農業地帯では人口過剰であつたにも拘らず、農奴制それ自體が過剰人口の自由な移動、流出を禁じていたため、南部の欲求は妨げられていた。更に經營の近代化のためには資本信用をも必要とし、また生産物の市場搬出のためには鐵道と改良された道路をも必要とした。一言にしていえば、南部における企業家的地主は、農奴制の桎梏を強く感ずると共に、近代的生産方法の發展を欲求したのである。

(註一) 總人口のうちに占める農奴人口の百分率は、南部ロシアでは他の諸地域に比して最小であり、タヴリーダ縣においては五・九%、ベツサラビヤ縣では一・一%にすぎなかつた。しかし、これら農奴の九〇%以上が賦役農奴であつたことは特微的である。⁽¹³⁾
(註二) ロシアのノヴォロシヤ、クリミアその他の南部地區の獲得は一七七四年以後のことに屬する。エカテリーナ二世はウクライナ草原を合併後、一二年間に四五〇萬デシヤチン以上の土地をその寵臣に領地として下賜し、そのため、そこに住む自由な農民はこれら領主の農奴となつた。十九世紀以後においてもメリノ種の牧羊業を振興する目的で大貴族(ヴオロンツォフ公、コチューベイ公、ストローゴノフ伯、カンタリン伯、ポトツキー伯)や外國人(フエイン、コルニス、フイリベルト、グアサール等)に大ラチフンダヤが下賜された。⁽¹⁴⁾

これと類似した状態は、南東部とヴォルガ左岸の諸縣(オレンブルグ、サマラ、アストラハン、スタヴローポリ)および小ロシアの諸縣(ハリコフ、ウオロネジュ、ボルトヴァ)にもみられた。この農業は、地理的關係上、非黒土工業地帯における國內市場との連關性が、ヨリ強かつたのであるが、肥沃な土壤を豊富に保證されていたこの地方では、農業の發展のためには、交通の發展がまず要望された。それと共に地主たちは、農奴制そのものよりも、むしろこれら肥沃な土地を自己のものとして確保すること、その基礎の上に農業經營の近代化を達成することに、強い關心を持つたのであつた。

中央黒土地帯においてはこれと異なる。そこは賦役に基づく農奴主的經營の「牙城」であり(註)、舊來の三圃農法

とライ麥、燕麥の穀作經營とが支配していた。そしてこの「灰色穀物」以外には、地主にとつても、農民にとつても、副収入の源泉はなかつたのである。南部および東部における穀作農業の發展は、この黒土地帯の遅れた穀作經營にとつて大きな脅威となつて來た。そこで四〇年代には、この若干の地主たちは黒土地帯を競争から遮斷するために國內關稅の必要をさえ唱えるに至つたのである。穀物生産における賦役と商品輸送における輸役、すなわち、農奴勞働の搾取のみがこの地帯の地主經濟の維持を可能ならしめた。それ故に地主たちの傾向も、國內の他の諸地域および國民經濟全體が近代化の方向を指向するに従つて、それに反比例して、ますます反動化して行つたのである。

(註) 例へば、一八六一年の農奴解放直前には、タンボフ縣における賦役農民は七八%、オリョール縣では七二%、トウーラ、ベ
ンザ、タールスタの諸縣では七五%であつた(15)。

十九世紀前半における經濟的發展と共に、これまでツァールの股肱として身分的特權によつて強固に結ばれていた地主的貴族階級自體のうちにも、上述したような矛盾と對立とが生れ、一八四〇年代以降は特に激化して行つた。經濟的諸條件の變化の過程において弱小の地主貴族は没落した。また新しい經濟的變動に自己を適應させて行こうとする地主貴族たちにとつては、舊來の農奴制は重壓的なものに感ぜられた。彼らの間におけるこの矛盾と對立とが、結局、地主的貴族としての獨自の階級的存在それ自體をも否定するに至るのである(註)。

(註) 十九世紀初頭から顯著となつた經濟的諸變化は、中流以下の地主階級の一部の思想をも急激に變化させた。彼らは農奴制と「その政治的守護者としての絶對王制との廢絶、それによる自己の經濟的社會的地位の再組織と向上、ブルジョアの革命的方向を求めた。かくて一八一六年にはア・ムラヴィヨフおよびベスターリたちによつて最初のデカブリストの團體「救援同盟」が結成された。その後この團體は解體して、急進的な「南部團體」と自由主義的な「北部團體」とに分れたが、「軍隊による革命」という戰術の點では一致した。かくて一八二五年十二月アレクサンドル一世の死を契機として軍隊の蜂起をはかつたが、その無組織性と人民大衆の参加がなかつたこととに原因して、鋭くも壓服されてしまつた。

(イ) 第三階級の登場

都市における産業の發展と共に、それを基礎として新たな社會階級が登場する。一八三二年ニコライ一世は新たな市民的特權階級を制定した。すなわち、終身制 *lichnoe* および世襲制 *potomstvennoe* の名譽市民階級 *pochtnoe grazhdanstvo* である。終身制名譽市民階級に屬するものは、(一)大學の學生および志願生、(二)アカデミーから證書を授與された藝術家、(三)外國の學者、藝術家、工場主たる資本家であつた。また世襲制名譽市民階級に屬したものは、(一)世襲制名譽市民階級の嫡出子、(二)終身制貴族の嫡出子、(三)商業顧問あるいは工業顧問の稱號を授與された商人、四ロシア帝國の勳章を一個授與された商人、(五)第一ギルドに一〇年以上あるいは第二ギルドに二〇年以上加入していた商人である(註一)。名譽市民階級の制度を定めた目的は、貴族以外の多數の者が國政に參與することを防ぎ、またこれによつて世襲的貴族階級の特權的地位を保護することにあつた。しかし經濟的實力、文化的教養をもつた新しい市民階級の成立は、貴族の農奴主的支配に對して鋭い批判と激しい攻撃とを放つ社會的勢力—インテリゲンチヤーを生み出した(註二)。すなわち、この階級から自由主義的思想家、急進的なブルジョア民主主義者、更に革命的な民主主義者たちが輩出して、農奴制の廢絶とブルジョアの進化とを社會發展の必然性として要求したのである。

(註一) 一七二二年「大都市參事會に關する法令あるいは勅令」が發布され、都市の住民を第一ギルドおよび第二ギルドに屬する「正規の市民」と「賤民」(雜役人夫)とに分けた。そこで、他の都市との間に商業を營む一大商人、銀行家、醫者、藥劑士および若干の特殊な手工業者は第一ギルドに屬し、日用雜貨を商う小商人およびその他種々の手工業者は第二ギルドに屬した。しかし、この區分は間もなく亂れ、ギルドは三つに分れて商人コーポレイションとなり、手工業者は獨自のツンフトを組織した。ところが一七五五年には再びツンフトを構成する手工業者以外の「都市住民」を三つの商人

ギルドと町人^{ノビエツキ}とに分けた。第一ギルドに属する者は一萬ルーブル以上の資本金を有して國內商業および外國貿易に従事する商人。第二ギルドに属するものは一千—一萬ルーブルの資本金をもつて國內商業のみを営む商人であり、第三ギルドには五百—一千ルーブルの資本をもつ商人が属した。そして五百ルーブル以下の資本をもつ商人は町人となつたのである。十九世紀前半には、モスクワ市における繊維工業の大工場主は、マヌファクトウール・ソヴエトニクあるいはコンメルツイ・ソヴエトニクの稱號をもつた大商人が多く（例えば、十九世紀の一〇年代モスクワ市のマヌファクトウール・ソヴエトニクたるザリユボフスキーは一、五三七名の賃銀労働者を使用する毛織工場を有し、またコンメルツイ・ソヴエトニクたるチトーフは一、〇三六名の賃銀労働者を使用して絹織工場を經營していた）。またウラヂミール・コストロマー、ヤロスラヴリの諸縣における大工場主も大商人の經營が多かつた（例えば、ウラヂミール縣の商人シエヴエルギンは一、三三三名の賃銀労働者を使用して毛織工場を經營し、ヤロスラヴリ縣の商人ゴロビエフは一、一六九名の労働者をもつ木綿工場を經營していた）。

(註二) 十九世紀の五〇年代には、官吏、町人、商人の身分から自由主義的乃至民主主義的ブルジョアジーの教養ある代表者としての社會層が形成された。いわゆるラズノチンツイである。この社會層は、その名の示すように種々の官職や稱號を持つ人々—役人、醫者、學者、法律家、文筆家、統計家—の集合であり、その故に利害關係においても極めて種々様々であつたが、基本的に二つのグループに分れてゐた。一つはラズノチンツイなる稱號に自己の優越性を感じ、自ら指導者となつて社會を民主主義的原理に則つて再建しようとする自由主義者および急進ブルジョアジーであり、ビサーレフの主宰する「ロシアの言葉」誌がその見解を表明していた。他のグループは農民生活に近い層から出た革命的民主主義者たちであり、彼らは独自の社會層としての自己の無力を感じて、その存在の支柱を農民層に求め、自己の利益を農民の利害と一致させることによつてその指導者、イデオログとたんとした。このグループの機關誌としては「近代人^{ソヴェレンニク}」があり、チエルマイシエフスキー、ドブロリヌ^{ナロードニチエストヴ}、ネクラソフ等が指導していた。一八七〇年代にはこのグループのうちから民主主義が生れ、また「ラズノチンツイ」なる名稱も「インテリゲンチヤ」にとつて代られた。

(3) 農民の解放

(4) 上からの改革

農奴の生産諸條件における農民經濟の破綻の深刻化と共に、農民の動搖と騷擾は高まつていった。かくて一八四一—五四年には三四八件を算えた農民一揆も、一八五五—六一年にはすでに四七四件に激増した。しかし、それにもかかわらず、農民は十四世紀のイギリスにおけるように自ら自己を解放し得なかつた。また十八世紀末のフランスにおけるように革命的な第三階級の援助も得られなかつた。

なる程、十九世紀初頭以來ブルジョア階級の形成がみられ、その利害は農奴制廢止の方向に一致していたとはいへ、その社會的、政治的力は地主的貴族階級とその政治權力たるツァーリズムとを暴力によつて打倒し得るほどに強力ではなかつた。また資本の性格それ自體がその革命化を妨げていた。というのは、都市の工業資本といえども、その中には封建的な特權的商人、あるいは貴族の要素がかなり強く働いていたからである。しかしツァール政府は常に貴族以上に農民の動搖をおそれていた。すでにアレクサンドル一世は一八〇七年「自由な農民」に關する勅令を發布して、土地をつけて農民を解放すべく貴族に對して説得し、かつ農民大家の動搖は重大な危險に轉じ易いとして、貴族をいましめた。ニコライ一世（一八二五—五六年）は、即位に際して直面した農民の動搖を緩和すべく、「農奴をキリスト教的に遇するよう」領主たちに命令した。その後、國有地農民の改革（一八三七—四〇年）を行つたことは、前述したところである。

續いて彼は更に廣汎な農民の解放を企圖し、このために勅令によつて八つの「臨時委員會」が相次いで組織された。

ところで、これらの委員會は、何れも秘密なもので、公式には發表されなかつた。けだし、解放に關する報道が農民に傳つたならば、ツァール政府および農奴主貴族たちが、自己の利益に合致する様式と限界とにおいて、農民の自由な權利と新たな社會的地位とを「合法的」に決定する前に、農民たちが刺戟されて騒起し、自らそれらを獲得すること

を怖れたからであつた。(四二三)の領地における農民騷擾の原因のうち、二一〇の領地においては解放に關する風説がその直接の端緒をつくつたことに注意)。しかし一八四八―四九年にかけてヨーロッパ諸國を襲つた相次ぐ革命の波は、ニコライをして、かかる改革をさへ斷念させた。そしてこの仕事は次のアレクサンドル二世に遺されたのである。クリミヤの敗戦(一八五六年)と急速に激化した農民の騷擾とは、皇帝をして「下から立上るのを待つよりも、上から解放した方がよい」と決斷させた。

一八五六年一日三日アレクサンドル二世の司會のもとに、農民解放の問題に關する新しい「秘密委員會」(改革に關してそれ以前にすでに多くの秘密委員會があつたことは前述)の最初の會議が開かれた。一八五七年十一月二十日にはヴィルナ縣知事ナジモフに、また十二月五日にはベテルブルグ縣知事イグナチエフに宛て勅書が送られ、秘密委員會で決定された原則に基づいて「改革」の草案を作成するため、貴族からなる縣委員會(莊)を組織するよう指令が與えられた。この縣委員會は一八五八年までは全國にわたつて設置された。ここで作成された種々の草案は、ベテルブルグの「起草委員會」(一八五九年二月十三日設置)に送られ、そこで一つの全體的な改革法案にまとめられた。この仕事には縣委員會あるいは「經驗に富む地主たち」のうちから専門家が参加し、またそれを指導したものは「農民問題に關する最高委員會」(一八五八年一月八日秘密委員會から改組されたもので、オルロフ公、コンスタンチン大公という大貴族が議長をつとめていた)であつた。一八六一年一月法案は最高委員會から參議院に提出されて審議され、二月十九日には「宣言」、その他解放に關する勅令、法令に對する皇帝の署名を終つたが、發布されたのは三月五日であつた。改革は以上の手続きをとつて「合法的」に行われた。すなわち「慈悲深い」アレクサンドル二世の「大御心」から發し、徹底徹底、地主的貴族のイニシヤティヴのもとに、彼らの手によつて、その階級の利益と國家的安泰とを保證する限界において

行われたのであり、そこには解放さるべき農民の關與する餘地は全然なく、またそれは一切許されなかつたのである。

(註) 縣委員會の構成は、地方の貴族、自治團が選出した代表者と地方の貴族のうちから縣知事が任命した一名ある。

いは二名の貴族自治團員とからなり、縣貴族自治團長がこれを司會した。

(四) 改革の經濟的内容

一八六一年の改革は「上から」地主的貴族階級の手によつて、専ら彼らの利益に基いて行われた。とはいへ農民を解放するからには、彼らにも多大の犠牲が要求された。そこで貴族たちにあつても、領地の規模や經濟の性格を異にするに従つて、利害關係を異にし、種々のグループが對立した。各地の縣委員會は、これら各グループ（本能的には「農奴制主義者」と「自由主義者」との對立の利害入りみだれた闘争場であつた。一般に、農奴制の存続を最も頑強に主張したものは、小規模な領地をもつ貴族であつた。けだし彼らの經濟は商品生産者として市場に關連する度合が少く（彼らの領地では領主の自己經營よりも農民の小經營が優位を占め、地主經濟の基礎はオプロークであつた）、現物經濟、消費經濟としての性格が強かつたのであるが、彼らはこの經濟をば、農奴主としての社會的な法律的な諸特權によつて辛うじて維持して來たのであり、今その特權を裏うことになれば、彼らの經濟は根底から崩壊するからである。

反對に、この土地改革に際して、經濟的に最も利害關係の少なかつたグループは、大土地所有貴族であつた。けだし、彼らの大部分は領地において自己經營というものをたず、専らベテルブルグに生活して國政に參與し、高位高官を占めていたからである。彼らは自己の政治的支配を維持するためには、改革もまた必要なる所以を理解していた。また地主階級が地域を異にする従つて、それぞれ利害を異にしていたことは、前述した通りである。すなわち、

ベテルブルグの縣委員會を構成していた貴族たち（シュヴァーローフ伯爵およびブラトノフ）は、農民に土地を財産として分與することには斷乎反對し、農民に土地の「無期限使用」を許す代償として、賦役あるいはオブロークの徴収を要求した。

最高委員會のガーリン公はベテルブルグ縣委員會の意見に近かつたが、農民に宅地をつけて解放することを提案した。トヴェル縣の委員會案（地主ウシコフスキーの提案）は、農民を地主の權力から完全に解放すること、土地を財産として農民に分與すること、そして農民はその代償として土地および人格の買戻金を地主に支拂うべきことを主張した。これは非黒土工業地帯の中流の地主階級の利益に一致した案であつた。けれど、ここでは土地は地主にとつてそれほど價值あるものではなく、また勞働力が高く評價された結果、農奴の人格の解放は多額の貨幣收入をもたらすべきものであり、しかも地主は工業企業や商業に投下すべき資本として多額の貨幣を必要としていたからである。

ノヴォロシヤおよびヴォルガ左岸の草原地帯の利益を代表するものとしては、サマラ縣の地主サマリンの案があつた。この地方は人口稀薄で、しかも農奴的義務としては賦役の盛んなどころであつたが、地主經營では、少い農奴にかわつて漸次自由な賃勞働（他地方からの出稼ぎ）の比重が増大しつつあつた。この案は、即時の全面的な農奴の解放には反對で、「自由勞働の需給關係が自ら均衡化するまで」ある期間（二〇—二二年）賦役を存続させることを主張した。

また人口稠密で賦役制地主經營の集中していた黒土地帯においては、すでに一八五〇年代には農奴勞働力の過剰がみられ、一方土地は極めて高價であつた。そこにおいては農奴のいない土地が農奴づきの土地より高く買買されることとさえあつたのである。それ故この地方の地主たちは、土地をつけないで農民を解放しようとする欲求が強かつた。そ

の代表的意見としては、ポルタヴァ縣の地主ボーゼンの案である。それによれば、農民には宅地のみを財産として與え、また農奴的義務を果す代償として若干の耕地を一時的にのみ農民の利用に委ねるが、一定の期間を経過した後は地主のもとに取上げる、というのである。この案は、正に、宅地をもたせることによつて農民を土地に緊縛し、彼を作男（ごう男）とすることによつて、地主に低廉な勞働力を保證することを、意圖したものであつた。更に自由な賃勞働を雇傭して甜菜の栽培と製糖業の經營とに移つていた西南部およびウクライナにおいては、地主は農奴制の廢止に賛成した。しかし彼らは出来るかぎり多くの土地を保持すること、また解放した農民をその土地にとどめておくことを希望した。そこで、農民には單に宅地のみを與えるという案が出たのである。

しかし、これら種々の異つた意見と要求とがあつたにもせよ、地主經營の土地も農民經營の土地も、領地の土地はすべて領主の所有であるという原則においては一致していた。この土地をどの程度に農民の利用あるいは所有に移すか、これが問題となつたのである。政府は「國家的利益」――治安の維持と國庫收入の確保とのために、土地づきの解放――獨立自營農民の創設を必要とした。しかし、それは、地主の側にとつてみれば、土地の「掠奪」であり、「絕對不可侵な且つ合法的な」土地所有權の侵害であり、それ故に、この側からは猛烈な反對も出たのである。これら利害の對立は、縣委員會と起草委員會において、政治的取引と妥協とによつて解決された。すなわち、一般原則としては、土地づきの農民解放が採用されたのであるが、それは地主が自己經營のための土地と勞働力を保證され、しかも新しい經濟條件のもとで必要な資金をも獲得するという規模と條件とにおいてであつた。

ここで問題は、第一に、解放に際して農民の利用に割當てられる土地――分與地の大きさである。それは「彼らの生活と政府ならびに地主に對する彼らの義務の履行とを保證するに充分なもの」でなければならなかつた。その「充分さ」の

規準は、「永年の經驗の影響のもとに確立された既存の事實または事態」に求められた。すなわち、起草委員會は「農民身分に對しては、可能なかぎり、從來彼の生活を保證してきたものと同じ分與地、すなわち、一八五九年に彼が保有したと同一規模の分與地の利用が、一定の諸義務を遂行する代償として、與えらるべきこと」を認めた。しかし、これはあくまでも、ロシア全土に共通な「一般規定」のうちに認められた一般原則にすぎなかつた。實際の大きさは、「地方規定」のうちに定められた基準の限界内で、地主と農民との間の「自由意思に基づく協定」によつて決定されることになつた。そこで、ある地方では「最高」および「最低」の基準が設けられ、ある地方には唯一つの「法定基準」が定められた。農民の既存の保有地がこの基準を超える場合には、地主はその超過分の土地を農民の同意なくして取上げることが出來た。また農民の同意を得た場合には、最高基準あるいは法定基準の半分までその農民の保有地を取上げることが出來た。農民が分與地を自己の所有として買戻す場合には、基準の三分の二まで、また土地を無償で分與することについて「協定」が成立した場合には、基準の四分の三まで、農民保有地を取上げることが出來た。しかし既存の保有地が最低基準より少ない場合には、必ずしも「追加」分與は行われなかつた。そこで地主は、如何なる場合にも自己の所有地の三分の一に下らぬ部分を確保し得たのであるが、農民の保有地は、解放に際して、多くの地方において著しい削減を受けた(註)。改革前の農民の保有地面積と改革に際して地主が農民から取上げた土地「切取地」とを比較すれば次の表(6)が得られる。

一八六一年前の農民利用地		取上地		百分率	
非黒地帯の十五縣	一四、五五〇	一、四三七	九・九	二六・二	
黒土地帯の二一縣	一四、六一九	三、八二五	二六・二		
計 三 一 縣	二九、一六九	五、二六二	一八・一		

かくて農民は身分上の解放と共に、「永年にわたつて保有してきた分與地」からもある程度解放されたのである。

(註) 賦役の盛なん中央黒土地帯および南部と東部の草原地帯においては、地主の土地取上げが特徴的であつた(次表参照)(17)。

縣 名

改革前における登録農奴一人あたりの分有地(單位デシヤチナ)

改革後における一人あたりの分有地(同上)

沿岸ガルオヴ					ナイラクウ				帶土黒央中									
ベ	ヴ	ガ	シ	サ	ボ	キ	エ	ハ	ベ	ヴ	タ	ト	リ	オ	ク			
			ン		ド	イ	カ	テ		オ				リ	ー			
	ヤ		ビ	ラ			テ	リ		ロ	ン	ウ	ヤ					
ル		ザ	ル	ト	リ		ノ		ン	ー				ヨ	ル			
	ト		ス		ス	エ	ス	コ		ネ	ボ	ー	ザ	ー	ス			
				フ	タ	フ	フ	フ	ザ	エ	フ	ラ	ン	ル	タ			
ム	カ	ン	タ															

五・五	三・二	三・〇	二・九	三・八	五・五	六・六	二・八	二・五	二・八	二・六	三・一	二・六	二・六	二・六	二・三
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四・〇	三・〇	二・三	二・四	二・四	二・二	二・一	二・〇	二・六	二・二	二・七	二・四	二・八	二・三	二・六	二・
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

オブ・ローク制度が優越していた非黒土工業地帯では事情は異つていた(次表参照)(18)。

縣 名

改革前における登録農奴一人あたりの分有地

改革後における一人あたりの分有地

十九世紀前半のロシアにおける資本主義の發展と農民解放

コ	スト	ロー	マ	六・八	四・九
ウ	ラ	ヂ	ー	ミ	三・一
モ	ス	ク	ワ	二・六	三・九
カ	ル	ー	ガ	二・五	二・九
ベ	テ	ル	ブ	グ	三・三
ノ	ヴ	ゴ	ー	ロ	四・八
ス	モ	レ	ン	ス	二・七
ク				三・六	五・七
				四・八	

すなわち、こゝにおいては農民保有地は一般に他の諸地方に比べて大きく、また最初の二縣を除けば、改革後は農民の保有地は増大したのである。これは、こゝにおいては土地經營の収益性が低かつたため、改革を契機として、土地を出来るかぎり高價で農民に賣付け、その得た貨幣を商工業に投資することが、地主にとつてはるかに有利であつたからである。

それのみではない。「自由意思に基づく協定」とはいうものの、現實においては、土地の分與割當では全く地主の存にあつた。冬の極寒を丸木小屋で凌ぐ農民たちにあつては、建築用材としての木材とベーチカ用の薪炭とは必要不可欠の生活物資であつたにも拘らず、森林は通常分與地として農民の利用に供せられなかつた。また地主は自由に土地の交換分合を行つた。すなわち、從來農民に割當てられていた土地をも、經濟的に必要とあらば、自己のもつ他の土地と交換し、また農民の宅地さえも他所に移すことが出来たのである。地味肥沃な土地や地主地の間に介在した農民の土地は、すべて地主の手に集中されてしまつた。放牧地、採草地、水路等も地主の所有となつた。かくて農民の手には、地味瘠薄な猶額大の耕地、邊僻にして不便な土地が残されたのである。すべてこれらのことは、農民をして、改革後においても、農奴制のもとにおけると何ら異らぬ條件で、地主から土地を賃借すること、自己の經濟を地主に依存させることを餘儀なくさせた。

二月十九日の解放に關する「一般規定」によつて、農民および僕婢に對する「農奴主的權利」は永久に廢絶され、以前の農奴に對しては「自由な農村居住者たる權利」が與えられた（註一）。すなわち、農民はこの改革によつて人格上の自由を獲得し、法律的には農奴制的な支配隷従關係から解放されたのである（註二）。しかし、この改革は個々の地主の「農奴主的權利」なくしても依然として農民を農奴的に搾取し得るような方法で行われ、そしてまた、あらゆる社會的な傳統と經濟的な諸條件とは、農民を依然として地主に依存させた。そのかぎりにおいて、農民は新たな封建的搾取の奴隷、役および分益小作の重壓に苦しまねばならなかつた。農奴制は事實上殘存したのである。

（註一）農民は、契約の締結、訴訟、商工業への従事、財産および不動産の所有、結婚等に關して自由な市民權を獲得し、地主は農民の人格および財産を處分する權利、彼らの家庭生活に干渉する權利、等を失つた。またこの改革において、農民に對しては自由と共に土地（その利用權）も與えられたが、僕婢に對しては人格上の自由のみが與えられ、土地は與えられなかつた。

（註二）解放された農民の管理機關として、村會、鄉會、地方自治體（セルシノエ・ゴラドニ・セルシノエ・ゴラドニ）が設けられ、一見、農民の自治制度が確立された（いわゆる農民自治體）。しかし、これら農民の自治機關の權限は極めて制限されたものであり、その機能は、専ら租税の割當と徵收、その他國家および地主のためのあらゆる種類の義務（例えば豫審、裁判、地方警察の指令を無條件で遂行する義務）の遂行、等の調整にかぎられ、それに対して全村は連帶責任によつて結ばれていた。これら農民の自治機關に對して、地方貴族、自治體の代表からなる調停吏（その機能は地主と農民との協定の媒介、契約書の作成にあつたが、村會の決議を變更すること、自治機關の選出吏員を認證すること、選出吏員を逮捕しあるいはそれに罰金を課することが出来た）、郡の全副吏員を以て構成する郡會、郡貴族、自治體、地方貴族と國家官吏とから構成される一縣農民事務所、縣知事、等、地方貴族および國家の權力が位階制的に支配していた。すなわち、改革後にはこれら地方貴族自治體の權力が以前の個々の領地における個々の地主權力によつて代つたのであり、そのかぎりにおいて、農民の自由もまた極めて制限されたものであつた。

この改革においては農奴制は、まず第一に、次のようにして殘存することになった。すなわち、二月十九日の法令によつて、農民は人格的には自由な人間となり、それと同時に從來の保有地すなわち分與地^{分與地}に對する彼の「恒久的利用^{恒久的利用}」の權利も認められた。しかし農民のこの利用地（宅地および耕地）は、依然として地主の所有であることが確認された。分與地が農民の所有となるためには、彼はそれを一定の條件のもとで地主から買戻さねばならない。また農民は、その分與地を地主との協定によつて買戻すまでは、それを利用する代償として、地主に對してある種の義務を果さねばならない。以前の「農奴^{農奴}」はいわゆる「一時的義務負擔農民^{一時的義務負擔農民}」となつたのである。その義務がオブロークの納入か、あるいは賦役その他の奉仕義務であるか、また幾何の義務を果すべきか、という問題は、矢張り地主との「自由意思にとづく協定」によつて決定され、協定がない場合には「地方規定」に従つて解決された。新しいオブロークの額を決定するにあたつて、その算出の基礎となつたものは、改革直前のオブロークであつた。ところで改革前のオブロークは、前述したように、農民の農業所得以外に種々の非農業所得からも支拂われたところの純然たる封建地代であつた。それ故、その引繼がれた改革後のオブロークも、その額は、農民の保有地の収益性によつて決定されるのではなく、その性格は、全く封建的なものであつた（註二）。賦役農民はオブローク農民になることが許された。このためには、特別に地主の同意を必要としなかつたが、このことは「法令」が發布されてから二年した後、かつ一年間の豫告を置いて、しかもその農民が國家および地主のいずれに對しても支拂義務の滞納がない場合のみ、可能であつた。オブロークや賦役義務の賦課徴收は、國稅と同等の意味と重要さとを與えられた。怠納されたオブロークや賦役の徴收は、他の諸債務の辨済に優先し、しかもそれを清算するためには、地主は、怠納した義務農民の財産を賣却すること、その農民を強制的に働かせること、その農民から耕地や宅地をも取上げることとを允許され

たのであつた。このように、「一時的義務負擔農民」にあつては、農奴の本質が、そのまま残存することになつたのである(註二)。

(註一) 改革後のオブロークは、地方において種々異なるが、最高の基準をもつた分與地に對して、それぞれ一二ルーブル、一〇ルーブル、九ルーブル、八ルーブルという最高額が設定された。そして最高基準よりも小さい分與地に對しては、オブロークの「累進制」が採用された。例えば、非黒土地帯で最高基準の分與地四デシヤチンに對して一二ルーブルのオブロークが設定されてゐるとすれば、そのうち最初の一デシヤチンに對しては六ルーブル、次の一デシヤチンに對しては三ルーブル、残りの二デシヤチンに對しては三ルーブルと格差が設けられ、もし地主にとつて有利ならば、農民に最高基準の分與地四デシヤチン全部を一二ルーブルのオブロークに對して與えることもあるが、然らざる場合には基準より少い分與地を、例えば一デシヤチンを六ルーブルで、あるいは二デシヤチンを九ルーブルで與えるのである。この制度は、勞働力の高價な非黒土地帯に行われたが、これはこの地方の地主が、農民の人格の贖價(これは形式上許されなかつた)を、土地を高く評價することによつて、實質的に得ようとするものであつた。勞働力の安價なウクライナ、リトワニヤ、白ロシアの一部では、このような制度は全くみられなかつた。また賦役は最高基準の分與地に對しては一年間に男子四〇日、女子三〇日と定められ、その際、勞役は「日課」制度で地主の監視のもとに行われた。オブロークにみられた「累進制」は賦役についても採用された。

(註二) 「一時的義務負擔農民」の地主に對する義務は、兩者の間に分與地の買戻契約が成立することによつて解消した。「買戻規定」によれば、買戻しは地主と農民との間の「任意な協定」によつて行われる。買戻の対象となるものは土地であつて、「農奴」としての身分ではなかつた。すなわち、農奴は人格に對する支拂なくして自由となり得たのである。土地の買戻價格の評價の基礎となつたものは、その分與地の利用に對する支拂義務(オブロークおよび賦役)の貨幣的評價であつた。ところが、前述したように、この支拂義務は、農業經營の収益性によつて決定されたものではなくて、農奴勞働そのものの搾取であつた。したがつて、分與地の買戻價格も實際には土地そのものの價格を著しく超過し、その中には農民の人格と農奴主的權利それ自體の價格をも含んでいたのである。農民がこのような買戻金を即時に支拂い得なかつたことはいうまでもない。

一方、地主は、この變革に際して、多額の「資本」——經營上の資本およびあらゆる支出、債務支拂のための資金——を必要とした。そこで彼らは、「一時的義務諸關係」を速かに解消し、土地を農民に賣渡すことによつて、この「資本」を獲得することを望

んだ。この目的にそつたものが、いわゆる「買戻操作」である。買戻操作は次の原則にもとづいて行われた。すなわち、オプロークは年六分の利率で資本に換算された。例えば六ルーブルのオプロークは百ルーブルの資本に換算され、この資本額が、分與地の買戻價格と定められた。買戻契約が締結されたならば、政府は農民にかつて、この買戻金額の八〇％を年利六分の利子附證券（買戻證券）で支拂い、殘餘の二〇％については、買戻契約が「任意な協定」による場合には、農民自身が地主にそれを支拂い、契約が地主の要求による場合には、地主はそれを放棄せねばならなかつた。また政府が地主に支拂つた金額は、農民の政府に対する債務であり、農民はそれを證券交付の日から四九ヶ年の期間を以て、年六分五厘の利子と償却金とで年賦償還せねばならなかつたのである。

改革にあたつて農奴制を殘存させた第二の事情は次のようである。解放にあたつて、農民は多少かれ少かれ分與地を割當てられ、それを利用する權利が與えられたが、またそれを受取る義務もあつた。すなわち、農民は土地を全く放棄して農村を離れることが出来なかつたのである。このことによつて、農民は地主の土地に依然として緊縛された。

しかし、その分與地は、前述したように、地味瘠薄な劣等地が多く、またその土地を自己の所有として買戻した場合には、その保有地は著しく削減された（この場合、地主は「基準」の三分の二まで農民の保有地を取上げることが出来たことは前述した通りである）。かくて農民は、たとえ自由な「土地所有農民」となつた後にも、農村にあつて農業者として生計を維持するためには、多くの場合、自己の所有地のみでは不充分であり、地主の土地を賃借せねばならなかつた。

のみならず、森林、採草地、放牧地等は殆ど地主の所有となつていたため、この點においても、地主に依存せざるを得なかつた。これら農民の借地條件は、「一時的義務負擔農民」の場合と大差なかつた。すなわち、雇役、あるいは分益小作が彼の履行すべき義務であつた。ここには「まだ農奴制が生きている。けれど半乞食的な農民が借金や借地のために隷屬化され、地主のために自分の貧弱な家畜や農具で働くとき（雇役）、これは農奴制經濟の本質であり、……また分益小作、すなわち、收穫の半分を受取つてする土地の耕作、あるいは刈上げの三分の一を手取りとす

る草刈、これもまた農奴制の直接的遺物であるからである」。

(4) む す び

前述したように、一八六一年の農民解放は法律的には一應農民を個々の地主的貴族の農奴主的支配から解放し、「自由な農民」を創出した。しかし、それは、階級としての地主からの階級としての農民の完全な解放ではなかつた。けだし、解放された農民の組織する「農村自治體」の上には、地主の組織する「地方貴族自治體」が國家權力（これもまた農奴主的性格のもの）の末端機構として、直接臨んだからである。それのみではない。實際には個々の地主の權力も、自由なるべき農民の上に、依然として強く働いた。それは、社會經濟的諸關係が下からの革命的エネルギーによつて「變革」されずして、「上から」の保守的權力によつて「改革」された結果として、それら舊い諸關係が一舉に廢絶され得なかつたことの當然の歸結である。

この地主的權力、農奴制的支配關係を強く殘存せしめた基礎が、「農民の解放」における經濟的條件であつたことも、前述した通りである。農民は身分的に解放されると共に、土地からも解放された。すなわち、解放に際して、農民階級は全體として約一割八分の耕地を喪つたのである。それのみではない。森林、採草地、放牧地等、耕地以外の農村經濟に不可欠の生産手段をば、殆ど完全に喪つた。その結果として、農民の地主に對する經濟的從屬性は、解放前よりかえつて強化されたのである。またこの依存性を強めたものは、農民を依然として農村におしとどめ、土地に緊縛した諸事情である。第一に、農民は、解放と同時に宅地および零細な耕地の割當を受けることを義務づけられた。彼は土地なきプロレタリアとなることが出来なかつたのである。第二に、永年にわたつて社會經濟を支

配してきた農奴制的諸關係（イギリスにおいてはすでに十四世紀に、フランスにおいても十八世紀の九〇年代には廢絶されたこの諸關係）は、殊に都市における近代的産業の勃興を極度に阻害してきたが、この發展の後進性と緩慢性とは、また解放後における農民の離村、都市への轉出を著しく制限したのである。このような次第で、この「解放」はまず第一に、決して眞の意味の「獨立自營農民層」をつくり出さなかつた。また第二には、この解放は農民を土地からも完全に解放しなかつた。一言にしていえば、資本主義が本來的に要求する仕方では農民を解放しなかつたのである。

資本主義が典型的に自由に發展するためには、まず第一に、封建的諸關係あるいはそれ以前の支配隷從關係の完全な缺除とそこにおける獨立生産者層の廣汎な存在とが前提されねばならない。この獨立生産者層の間における商品流通、そこにおける價值法則の作用によるこの層の兩極分解、そこにおける資本と勞働との分離、そこから資本主義は本源的に發生し、典型的に發展する。これは資本の抽象的な一般的な理論に關する問題である。ところで、この場合、封建的諸關係が、新開地（例えばアメリカの北部）におけるように最初から存在しなかつたか、あるいは、それら諸關係が微弱な故に下からの壓力によつて逐次廢絶されて行つた（例えばイギリス）か、あるいは、革命によつて一舉に廢絶された（例えばフランス）か、それに應じて、獨立生産者層が如何なる過程を経て形成されたかまた分解したか、それらのことは、諸國民のおかれた歴史的社會的諸條件が決定する具體的な問題である。そこで資本主義の發展と「農民の解放」という問題を提起するならば、農民の封建的隷屬からの解放（＝封建的領主的土地所有の解體と自由な農民の小土地所有の形成）と農民の土地からの解放（＝自營農民の分解と小土地所有の解消）とは、一應別個の問題となる。

すでに封建的土地所有が解體され、小土地所有に基礎をおく獨立自營農民層が存在し、その分解の基盤の上に資本主義が發生した國民にあつては、資本主義のその後の發展のためには農民の身分的解放は、もはや問題とはなり得ない。

ただ「土地からの解放」、農民層の分解、その大部分の農村からの放逐、「土地の清掃」、一方の極における土地なきプロレタリアートの形成と他の極における土地所有の集中と獨占とが、資本主義の發展のための不可欠の條件となる（近代的な大土地所有の形成）。その條件が典型的に實現された場合が、イギリスにおける資本主義の古典的發展であつた（この場合、資本主義は農業と工業との分業化、農民層の分解を通じて、農業においても工業においても同時に發展する）。また強固な封建的土地所有の基礎の上に、農奴的身分の解放なくして資本主義的生産様式が（主として工業に）發生した國民にあつては、封建的土地所有の解體と農民の身分的解放とが、資本主義のその後の發展にとつて、まず第一に必要とされる。それと同時に、また農民の土地からの解放も要求される。

ところで、個々の國民において、これら二つの要求が、その國民を形成する社會的諸力のうちの如何なる力によつて、また如何なる仕方において、解決されるか、それに従つて、それぞれの資本主義的國民の經濟構造の性格、その發展の型も、一般的な抽象的な資本主義のそれからは、特殊的な具體的な姿をとる。フランスにおいては、革命的ブルジョアジーの力と結託した農民層が自ら農奴的身分を放擲してここに獨立自營農民となつた。しかしこの農民層のその後の分解の不徹底、固定化は、フランス資本主義の發展（『高利貸的帝國主義』）を特徴づけた。

資本主義の發展は、一八六一年にロシアにおいては、農民を上から解放した。それ故に、この解放は極めて不徹底なものであつた。封建的土地所有はそのまま再確認され、それを基礎として封建的地主勢力は強く殘存した。その勢力は、新しい經濟的變動、資本主義への發展に自己を適應すべく、その經濟的基礎を再組織した。すなわち解放を契機として、農民から土地を收奪した。これは、農業において生れつつある資本主義のために農民層に對してなされた最初の大規模な暴力であり、これは資本主義のための地主的な『土地清掃』であつた。封建的諸關係の基礎の上に土

地所有の獨占は強化されたのである。しかし、この土地清掃によつては、農民は土地から完全に解放されてしまわなかつた。なおも土地に緊縛された。この不徹底な（資本主義にとつては）「農民解放」と「土地改革」とが、十九世紀後半におけるロシア資本主義の發展の道と國民經濟の性格とを規定し、また農業における諸問題、特にその資本主義化の道の二つの「型」を問題として提起するのである。（一九四八・四・二八—研究員）

参考文献

六年、六九頁。

- (1) リヤシチエンコ、前掲書、慶應書房版、上巻、三二三頁。
 - (2) 同上、三二五—六頁。
 - (3) アルセーニエフ、「ロシア國家の統計概要」第一卷、一八七八年、一三五頁。
 - (4) サマリシ、「農奴的地位とその市民的自由への移行について」、一八七八年、モスクワ。
 - (5) リヤシチエンコ、前掲書、三二九頁。
 - (6) ラーレン、前掲書、四五頁。
 - (7) 同上、四四頁。
 - (8) ヴエ・ペーロフ、「ウラル領略史」、ベテルブルグ、一八九
-
- (9) リヤシチエンコ、モスクワ版、二八六頁。
 - (10) リヤシチエンコ、慶應書房版、三一四頁。
 - (11) 同上、三四五頁。
 - (12) 同上、三四一頁。
 - (13) 同上、三四〇頁。
 - (14) 同上、モスクワ版、二九二頁。
 - (15) 同上、慶應書房版、三四〇頁。
 - (16) 同上、三六〇頁。
 - (17) 同上、三五七—八頁。
 - (18) 同上、三五八—九頁。

あとがき

本稿は、はじめ「十九世紀のロシアにおける資本主義の發展と農業問題」という題名のもとにまとめる豫定であつたが、都合によりこのような未完のかたちで一應發表することにしてしまつた。十九世紀後半の農業問題については、他日稿を改めて發表する豫定である。